

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成26年10月16日

摂津市議会

# 目 次

建設常任委員会

10月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（森西正委員、野原修委員、木村勝彦委員、弘豊委員）	
散会の宣告 .....	59

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成26年10月16日(木) 午前9時59分 開会  
午後4時28分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	藤浦雅彦	副委員長	弘 豊	委員	木村勝彦
委員	森西 正	委員	野原 修		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 吉田和生 同部次長 土井正治  
同部参事兼公園みどり課長 新留清志 建築課長 林 弘一  
都市計画課長 江草敏浩 同課参事 嘉戸善胤 同課参事 秋庭伸正  
同課長代理 藤井芳明  
土木下水道部長 山口 繁 同部次長兼下水道業務課長 石川裕司  
同部参事兼道路管理課長 山本博毅  
道路交通課長 永田 享 下水道事業課長 檜本宏充  
道路交通課長代理 押部吾一  
水道部長 渡辺勝彦

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 川本勝也 同局主査 田村信也

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第5号 平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第2号 平成25年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○藤浦雅彦委員長 それでは、ただいまから、建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

このたび、委員長、副委員長におかれましてはご就任おめでとうございます。

台風一過、秋の行事と、皆さんには何かとお忙しいところ、本日は委員会を開催していただきまして大変ありがとうございます。

本日は、平成25年度の決算審査にかかわるご審査を賜りますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦、中座させていただきますが、どうぞよろしく願いします。

○藤浦雅彦委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、木村委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山口土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下水道部にかかわります部分につきまして、目を追って、その主なものについ

て補足説明させていただきます。

決算事項別明細書に従いまして、まず、歳入から説明させていただきます。

一般会計決算書、32ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節3クリーンセンター使用料は関西電力株式会社の電柱などの占用料でございます。

目4農林水産業使用料、節1水路使用料は大阪ガス株式会社ほか4件の法定外水路占用料でございます。

目5土木使用料、節1道路使用料は関西電力株式会社など、ほか54件の道路占用料でございます。

節4駐車場使用料は千里丘東、フォルテ摂津、摂津駅、南摂津駅及び阪急摂津市駅の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。そのうち、駐車場用地使用料は、千里丘駅西自転車駐車場並びに正雀駅南第一自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力株式会社の電柱使用料でございます。

34ページをお開き願います。

項2手数料、目1、節1総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明37件の手数料でございます。

目2衛生手数料、節5し尿処理手数料はし尿浄化槽汚泥の処分手数料及び浄化槽清掃業許可申請手数料ほか1件でございます。

36ページをお開き願います。

目3農林水産業手数料、節2明示手数料は水路敷地境界明示16件の手数料でございます。

目4土木手数料、節1明示手数料で、上から1行目は道路敷地境界等明示78件の手数料でございます。

38ページをお開き願います。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、

目4 土木費国庫補助金、節1 地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金でございます。

節2 道路橋りょう費補助金は社会資本整備総合交付金で、橋梁耐震化対策実施設計と道路舗装及び道路調査でございます。

40 ページをお開き願います。

節5 交通安全対策費補助金は、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良工事補助金でございます。

46 ページをお開き願います。

款15 府支出金、項2 府補助金、目3 衛生費府補助金、節2 権限移譲交付金は、下水道業務課の浄化槽法に係る届け出受理などの事務の権限移譲に係る交付金でございます。

48 ページをお開き願います。

節5 土木費府補助金、節2 地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

項3 委託金、目2 土木費委託金、節1 土木管理費委託金は、大阪府からの河川環境整備工事委託金と、50 ページ、鶴野橋外ポンプ管理委託金及び自転車等移動保管業務委託金でございます。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地建物貸付収入は、上から3行目、土地貸付収入1件でございます。

58 ページをお開き願います。

款19 諸収入、項4、目2 雑入、節1 雑収入で、当部に関係いたしますものは、道路管理課では、電力売却収入と、60 ページ、道路占用料相当額支払金と損害賠償保険金で、その下、道路交通課では、自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金、放置自転車対策協力金と定期駐車カード再発行料でございます。続きまして、下水道業務課では、クリーンセンター廃

止負担金で、その下、下水道事業課では、水路占用料相当額支払金でございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げます。

事務報告書につきましては、道路管理課は219 ページから、道路交通課は229 ページから、下水道業務課は245 ページから、下水道事業課は251 ページから記載をいたしておりますので、あわせてご参照賜りますよう、お願い申し上げます。

136 ページをお開き願います。

款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費、節9 旅費は、浄化槽に係る権限移譲業務などの事務に係る旅費でございます。

138 ページをお開き願います。

節3 し尿処理費につきましては、その執行率96.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の102 ページから105 ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしまして、節7 賃金では、クリーンセンターにおいて、し尿などの前処理業務に従事する臨時職員の賃金でございます。

節11 需用費では、クリーンセンターの維持管理に係る消耗品費や光熱水費、修繕料などでございます。

140 ページ、節13 委託料では、し尿収集運搬委託料ほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

節19 負担金、補助及び交付金では、吹田市正雀終末処理施設に係る維持管理負担金及び整備負担金のほか、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る負担金でございます。

節22 補償、補填及び賠償金では、し尿汲み取りから公共下水道への切りかえ

に伴うし尿収集業者への補償金でございます。

144ページをお開き願います。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費につきましては、その執行率93.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の106ページから109ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節7賃金では、地元農業関係者による水路の樋守及びゲートの管理に係る賃金でございます。

節11需用費では、農業用施設に係る光熱水費及び修繕料などでございます。

節13委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場の管理業務委託料でございます。

節15工事請負費では、用水側溝改良工事でございます。

146ページ、節19負担金、補助及び交付金では、神安土地改良区負担金ほか8件の負担金などでございます。

148ページをお開き願います。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、その執行率94.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページから113ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

150ページをお開き願います。

その主な内容といたしましては、節13委託料では、土木維持作業業務に係る委託料でございます。

節16原材料費では、土木維持作業に係る補修用材料費でございます。

節18備品購入費では、土木維持作業に係る機械器具費でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか3件でございます。

節28繰出金では、公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。

目2交通対策につきましては、その執行率98.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページから115ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

152ページをお開き願います。

その主な内容といたしましては、節11需用費では、放置自転車など保管事務所の光熱水費と道路反射鏡定期修繕事業費などでございます。

節13委託料では、平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託しております委託料と公共施設巡回バス運行管理業務委託料ほか8件の委託料でございます。

節14使用料及び賃借料では、JR西日本旅客鉄道株式会社より借地しております千里丘駅東自転車駐車場ほか3件の土地借上料でございます。

節15工事請負費では、交通安全対策工事としまして、夜間点滅式交差点鎮設置工事及び道路反射鏡設置工事でございます。

節19負担金、補助及び交付金では、市内循環バス運行補助金などでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費につきましては、その執行率は95.1%でございます。詳細につきましては、決算概要の116ページから117ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節13委託料では、千里丘駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料及び都市再生地籍調査業務委託料などでございます。

154ページをお開き願います。

目2道路維持費につきましては、その執行率90.1%でございます。詳細につきましては、決算概要の116ページから119ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節1.1需用費の修繕料では、道路管理に係る維持管理経費などがございます。

節1.3委託料では、街路樹剪定委託料、橋梁修繕及び耐震化対策実施設計委託料ほか4件でございます。

節1.5工事請負費では、その主な内容といたしましては、新在家鳥飼上線ほか1.6路線の道路維持工事でございます。

目4交通安全対策費につきましては、その執行率99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要の118ページから119ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節1.2役務費では、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業に係る鑑定手数料でございます。

節1.3委託料では、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業に係る測量委託料でございます。

節1.5工事請負費では、新在家鳥飼上線ほか1路線の交通バリアフリー整備工事などがございます。

節1.7公有財産購入費では、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業に係る2件の土地購入費でございます。

節2.2補償、補填及び賠償金では、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業に係る移転補償費でございます。

続きまして、項3水路費、目1排水路費につきましては、その執行率96.1%でございます。詳細につきましては、

決算概要の118ページから121ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、1.5.6ページ、節1.1需用費では、排水路施設に係る光熱水費及び修繕料などがございます。

節1.3委託料では、味生排水機場ほか、市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託料などがございます。

節1.5工事請負費では、仏師水路、高田線水路安全柵設置工事でございます。

節1.9負担金、補助及び交付金では、番田水門内水対策負担金、番田水路事業償還金負担金及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

1.7.2ページをお開き願います。

款8、項1消防費、目3水防費につきましては、執行率98.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の1.3.2ページから1.3.3ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節1.6原材料費では、水防資材の備蓄を図っております。

節1.9負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合に対する負担金及び安威川ダム建設に係る水源地対策特別措置法第1.2条に基づく負担金などがございます。

以上、土木下水道部にかかわります平成25年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦委員長 続いて、吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 おはようございます。

認定第1号、平成25年度一般会計歳

入歳出決算のうち、都市整備部にかかわります部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましてご説明を申し上げます。

摂津市一般会計歳入歳出決算書の32ページをお開き願います。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料、目5 土木使用料、節3 公園使用料は、関西電力株式会社ほか6件の公園占用料でございます。

次に、36ページをお開き願います。

項2 手数料、目4 土木手数料、節1 明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料及び公園明示手数料でございます。

節2 都市計画手数料は、用途地域証明など、諸証明手数料でございます。

節3 開発申請等手数料は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に関する事務にかかわる開発許可等手数料、開発不要証明手数料及び開発登録簿写し発行手数料でございます。

次に、40ページをお開き願います。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 土木費国庫補助金、節3 都市計画費補助金は、社会資本整備総合交付金で、新在家烏飼上線道路整備事業に係る土地購入費に対する交付金と、震災対策推進事業にかかわります耐震診断補助金及び耐震改修補助金でございます。

次に、46ページをお開き願います。

款15 府支出金、項2 府補助金、目5 土木費府補助金、節1 都市計画費補助金は、その内訳といたしまして、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府自然環境保全条例事務取扱交付金及び府特定設備等安全確保条例交付金でございます。

次に、48ページをお開き願います。

節3 権限移譲交付金は、大阪版地方分権推進制度実施要領に基づく権限移譲事務交付金でございます。

次に、50ページをお開き願います。

項3 委託金、目2 土木費委託金、節2 都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

節3 住宅費委託金は、住生活基本法に基づく住生活総合調査委託金でございます。

款16 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金、節1 利子及び配当金のうち、3段目の緑化基金利子でございます。

款17 寄附金、項1 寄附金、目1 寄附金、節1 寄附金のうち、2段目の緑化事業寄附金でございます。

次に、52ページをお開き願います。

款18 繰入金、項2 基金繰入金、目5 緑化基金繰入金、節1 緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に、58ページをお開き願います。

款19 諸収入、項4 雑入、目2 雑入、節1 雑収入は、都市計画課の都市計画図売却収入及び鉄道運輸機構負担金と建築課の建築確認申請者負担金でございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

摂津市一般会計歳入歳出決算書の156ページをお開き願います。

また、決算概要の120ページから122ページ、並びに事務報告書につきましては、都市計画課は201ページから、公園みどり課は207ページから、建築課は215ページから記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願い申し



上げます。

款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費では、執行率68.9%でございます。

節1報酬は、緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会委員報酬でございます。

次に、158ページをお開き願います。

節7賃金は、臨時職員賃金、緑化推進委員賃金及び建築指導嘱託員賃金でございます。

節8報償費、節9旅費及び節11需用費は、事務執行にかかわります経費でございます。

節13委託料は、GISシステム保守管理委託料、地形図修正図化委託料、緑の基本計画改定業務委託料、都市計画マスタープラン策定委託料でございます。

次に、160ページをお開き願います。

節14使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料及びGISシステム借上料でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、その主な項目といたしまして、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、JR千里丘駅エレベーター設置負担金及びJR千里丘駅エレベーター設置補助金ほか9件でございます。

繰越明許費につきましては、JR千里丘駅西口のエレベーター設置事業にかかわります繰越明許であり、その内容といたしましては、決算概要の30ページに記載しております。繰越明許費、繰越計算書の上から2段目の欄と決算概要120ページの下から4段目の欄をご参照願います。

JR千里丘駅西口のエレベーター設置に伴う負担金及び補助金では、事業主体のJR西日本並びに鉄道運輸機構を入れた三者によります基本合意に基づきまして、JR西日本が事業主体となり、国庫

補助制度を活用し、支障移転工事終了後、速やかな本体工事に着手が図られるよう、平成25年度補正予算及び平成26年度への明許繰越について可決いただいているところでございます。

節25積立金、緑化基金積立金でございます。

節27公課費は、公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。

続きまして、目2街路事業費では、執行率77.5%でございます。詳細につきましては、決算概要122ページから124ページをご参照願います。

節8報償費、節9旅費及び節11需用費は、都市景観事業に伴います都市景観まちづくり審議会、都市景観アドバイザー委員会及び新在家鳥飼上線道路整備事業にかかわります事務執行経費でございます。

節12役務費のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います手数料でございます。

節13委託料のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います物件補償算定委託料でございます。

節17公有財産購入費は、新在家鳥飼上線道路整備に伴います土地購入費でございます。

明許繰越につきましては、用地買収に伴う契約が年度末となり、年度内に所有権移転登記の確認ができないため、土地購入費のうち、前払い金を除いた残金を明許繰越いたしたものであり、決算概要30ページに記載しております明許繰越費繰越計算書の上から4段目の欄と、決算概要124ページ、上から4段目の欄をご参照願います。

節19負担金、補助及び交付金のうち、都市景観形成活動助成金は、都市景観事業における都市景観形成、市民団体に対する助成金でございます。

次に、162ページをお開き願います。

節22補償、補填及び賠償金は、新在家鳥飼上線道路整備事業に伴います物件移転補償費でございます。

続きまして、目3緑化推進費では、執行率93.4%でございます。詳細につきましては、決算概要124ページをご参照願います。

その主なものといたしまして、節16原材料費は、花いっぱい活動に対する助成をはじめ、市内花壇などの育苗用の肥料、土、樹木などの購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

続きまして、目4公園管理費では、執行率98.3%でございます。詳細につきましては、決算概要124ページから126ページをご参照願います。

その主なものといたしましては、節11需用費は、公園などの光熱水費及び修繕料などでございます。

節13委託料は、都市公園など、施設の機能維持を図るための公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料及び公園台帳作成委託料でございます。

節16原材料費は、公園の維持管理に係る砂場の砂、樹木などの保守用材料費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場を管理していただいている団体に対する補助金でございます。

節27公課費は、公用車の車検に伴います自動車重量税でございます。

以上、認定第1号、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、都市整備部にかかわります部分につきましてはの補足説明とさせていただきます。

○藤浦雅彦委員長 説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

建設常任委員会は初めてですので、少し細くなるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

それでは、決算書のまず歳入のほうですけれども、35ページですけれども、し尿処理手数料ですけれども、収入未済額が33万500円ありまして、不納欠損額がゼロというふうなことでございまして、詳しく、この点、現状がどうなっていて、どういうふうなものなのか、お教え願いたいというふうに思います。

続いて、59ページですけれども、雑収入の都市計画課で、鉄道運輸機構負担金467万円ですけれども、これはどういうふうなものなのか、お教え願いたいというふうに思います。

続いて、概要のほうに行きたいというふうに思います。

102ページですが、し尿収集事業のし尿処理負担金、ここで残額が788万4,822円の残額が出ておりますけれども、負担金で残額がこれほど出ているというのはどういうふうなものであるのか、お教え願いたいというふうに思います。

続いて、概要の106ページ、農業水路管理事業、そこのしゅんせつ負担金ですけれども、これも34万8,000円という残額が出ております。この点を教えていただきたいと思います。

続いて、108ページ、用水側溝改良工事です。これの残額が131万7,350円の残額があります。この残額についても教えていただきたいと思いますというふうに思います。

続いて、112ページですけれども、交通安全啓発事業です。事務報告書の2

31から233ページの中でも記載がありますけれども、その中で、交通安全運転者講習会ですけれども、その参加人数が少ないような気がするんですけれども、その点、現状と今後をどのように考えておられるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

それと、交通安全教育の実施ですけれども、この中では、幼稚園、保育所、小学校、高校等がありますけれども、ここに中学校がありません。中学校に対しての教育をどのように考えておられるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

続いて、112ページ、違法駐車追放事業と放置自転車等対策事業ですけれども、この点については、近年の増減、平成25年度はそれ以前と比べて、どういふふうに変化が起きているのか、教えていただきたいというふうに思います。

114ページですけれども、市内循環バス運行補助事業と公共施設巡回バス運行事業、この乗客の推移、平成25年度はその前の24年、23年と比べて、どうなっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

116ページ、道路敷調査明示事業ですけれども、この中の手数料と公衆用道路敷寄附申請測量委託料、これが予算現額では数字が出て、決算額ではゼロになっています。この点はなぜそういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

続いて、116ページ、公共基準点管理事業、ここが執行率が38.5%ということでもあります。この執行率が低いところ、教えていただきたいと思います。

続いて、同じページの下、新在家40

号線外1路線道路用地取得事業（新規）は金額的には少ないですけれども、手数料と土地購入費で予算では出てまして、決算ではゼロで、丸々残額で、執行率がゼロというふうなことになっております。この点を教えていただきたいと思います。

続いて、118ページですけれども、狹隘道路整備事業の狹隘道路整備助成金ですけれども、この執行率が30.1%となっていることに関して、お教え願いたいと思います。

続いて、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業ですけれども、この点は、土地購入費と移転補償費がありますが、この進捗状況を教えていただきたいというふうに思います。

続いて、120ページですけれども、JR千里丘駅西口エレベーター設置事業ですけれども、先ほどもご説明をいただいたんですけれども、平成25年度の執行率15.6%、残額の7,599万円のうち、翌年度への繰越額が4,500万円ということでもありますけれども、進捗状況といいますか、どうなっているのか、お教え願いたいと思います。

続いて、122ページですけれども、震災対策推進事業の中で、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、これで95万円の残額が出ております。この点についてもお教え願いたいというふうに思います。

続いて、124ページですけれども、新在家鳥飼上線道路整備事業ですけれども、この点も翌年度に繰越明許というふうな形になっております。進捗状況と、土地購入費が1,119万2,800円ということでの残額があります。その点もあわせて、お教え願いたいと思います。

続いて、公園維持管理事業ですけれど

も、この中で、都市公園、ちびっこ広場等の維持管理というふうなことになっておりますけれども、この辺の管理状況、ちびっこ広場、都市公園、雑草が生えておってというようなことがよく見受けられますけれども、その点の管理はどういうふうになっているのか。そして、公園の遊具の点検ですけれども、ほとんど、これ残額が出ておらずに、執行率、100%に近い執行率ですけれども、全てちゃんと点検ができておって、こういうふうな100%の執行率になっているのか、まだ十分ではないのか、お教え願いたいと思います。

続いて、132ページですけれども、水防事務事業です。この中で、淀川右岸水防事務組合負担金を出されておられますけれども、水防団の方から少し聞いたことがあるんです。台風が今年度何個か接近してきてまして、消防団は出動があると、水防団は出動がないというふうなことでありまして、実際にそういうふうな出動が生じてくるのか、その点、どういふふうになっているのか、お教え願いたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 たくさん質問が出ましたので、順次答弁をお願いしていきたいと思います。

それでは、石川次長。

○石川土木下水道部次長 下水道業務課にかかわるご質問についてお答えいたします。

まず、1点目のし尿処理手数料でございますけれども、不納欠損がゼロで、収入未済額が30万円を超えているというような状況でございますけれども、し尿手数料の時効としては、期間は5年でございます。この5年以内に粘り強く催告等を行っております。不納欠損には至っておりません。

その取り組み状況でございますけれども、平成25年度末には33万5000円の未済額がございましたのが、現在では、19万6,900円というふうに減ってきております。引き続き、粘り強く催告を行って行って、不納欠損の発生を防ぎたいと考えております。

次に、し尿収集事業のし尿処理負担金における残額788万4,822円についてのご質問でございますけれども、これは上半期は正雀下水処理場で処理をしております。下半期については豊能町のほうに処理をお願いしているという中で、年間の処理量が当初の見込みに比べて減少したということ、それから単価につきましても、豊能町の方から当初聞いていた単価よりも減額になっているというようなことから、残額が発生しております。

○藤浦雅彦委員長 江草課長。

○江草都市計画課長 都市計画課に関する質問のうち、千里丘西口エレベーターの質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の鉄道運輸機構負担金でありますけれども、これにつきましては、千里丘地区の南北分断解消を目的といたしまして、平成24年11月29日に、摂津市とJR西日本、鉄道建設運輸施設整備機構の三者におきまして、東海道本線千里丘駅連絡通路に関する基本合意書を交わしまして、これに基づき入金されたものでございます。これにつきましては、JR千里丘駅西口の工事費のうち6分の1を鉄道建設運輸施設整備機構のほうから摂津市のほうが一時預かりまして、この金額とあと摂津市の補助金を合わせてJR西日本のほうに支出するものでございます。

あと、1点、千里丘西口エレベーター

の現在の進捗状況でございますけれど、本年8月に工事に関する地元の説明会を実施させていただきまして、現在、地下の基礎杭の施工が終わりまして、順次、建屋の建設のほうに移っていく予定とお聞きしております。現在のところ、年内にエレベーターの供用開始ができるような見込みということでお聞きしておりますけれども、鉄道と住宅との近接工事ということがありますので、今後とも進捗状況、工程等については、情報収集及びJR西日本と協議しながら、監視、監督してまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 林課長。

○林建築課長 決算概要の122ページ、摂津市既存民間建築物耐震診断の補助金の残額95万円について、答弁いたします。

平成25年度予算といたしましては、木造住宅18件分で81万円、非木造住宅2件分で5万円、特定建築物分100万円の合計186万円という形で予算計上させてもらっております。木造住宅分18件の81万円については全て予算を消化している状況でございます。あと、残る非木造と特定建築物分についてはゼロ件ということでございました。ただし、耐震改修補助金のほうで予算を6件で見ておったんですが、予算を上回って7件ということで、1件分、耐震診断のほうから10万円移動させていただきました。したがって、当初予算186万円から81万円と10万円を差し引いて95万円の残額が出ている状況でございます。

○藤浦雅彦委員長 嘉戸参事。

○嘉戸都市計画課参事 それでは、ご質問のうち、新在家鳥飼上線に関することにつきましてご答弁申し上げます。

新在家鳥飼上線の進捗状況につきましてですけれども、予定といたしましては、

平成25年、26年の2か年で用地の買収を行いまして、27年度に工事を行う予定で進めております。現在のところ、昨年度に引き続きまして、25年度から用地買収を始めまして、6名の地権者のうちの3名の方と契約ができたという状況です。現在、平成26年度も、残りの3名の方との交渉を引き続き、続けているところでございます。

あと、もう一つ、新在家鳥飼上線の土地購入費の残額につきまして、残額が1,119万2,800円と大きな額になってございます件ですけれども、そのうち、大半が次年度への繰越額890万6,200円でございます。残りの差額につきましては、25年度に入りまして、土地の鑑定をきちり行いました関係で、当初見込んでおりました単価と正式な鑑定で得られた単価との差額が出たものでございます。

○藤浦雅彦委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 森西委員の下水道事業課にかかわる質問についてお答えさせていただきます。

まず、農業水路管理事業のしゅんせつ負担金の残額について、しゅんせつ負担金というものですが、これは地元の水路に対して、地元の水利委員により、地元の方々に農業水路のしゅんせつ活動をしていただいております。これを1人当たり3,000円という単価で、年間600名の予算で計上しております。これにつきましては、そのしゅんせつの活動される出席の人数によって請求されてこられます。毎年、決まった人数ではございません。大体600名を見ています。平成25年度につきましては、484名の請求がありました。よって、残り116名かける3,000円分が残額となっております。

次に、用水側溝改良工事につきまして、残額が多いということについてのご質問にお答えさせていただきます。

この用水側溝改良工事は、鶴野3丁目4番、5番地内のところで、過去において、用水側溝として底の深いU型の側溝がございました。この地区の田んぼがなくなった箇所につきまして、この用がなくなりましたので、埋める作業を続けて行っております。例年、180メートル程度の施工範囲を考えたんですけども、今回の施工範囲のところ、約60メートルほどですけども、埋めることができなくなりました。そのために、施工延長が変わったことによりまして、当初の予算の金額よりは決算の額が減ったという形になっております。

次に、淀川右岸水防事務組合で、水防団の出動と消防団の出動の違いについてのご質問があったと思います。これについてお答えさせていただきます。

水防団のほうの出動につきましては、淀川右岸水防事務組合におきまして、水防計画にのっとりまして、河川の水位によって、その警戒態勢が変わってきます。こういう下で、水防団の出動の規模が変わってくるように定められております。消防団の出動形態については詳しく存じ上げませんが、水防団のほうは、主に河川の水位によって出動の規模が変わることですので、おそらく消防団と水防団との出動の基準が違うのではなかろうかと推察します。

○藤浦雅彦委員長 山本参事。

○山本土木下水道部参事 それでは、森西委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

9番目の決算概要116ページの道路敷調査明示事業におけます公衆用道路敷寄附申請測量委託料が、当初130万円

の執行がゼロという内容でございましたけれども、これは道路敷を寄附していただくものでございまして、平成25年度におきましては寄附がなかったものでございまして、3月いっぱいまでそういう状況をお待ちしていたものですので、130万円が残として残っておるものでございます。

それと、公共基準点管理事業でございますけれども、これは公共基準点、道路上にあります境界点なんですけれども、これの復元を目的としておりまして、遺失だとか、亡失されたときには復元するための予算でございまして、実際には、3月までに3点程度復元することだけになりましたので、残りを不用額としているものでございます。

新在家40号線外1路線道路用地取得事業でございますけれども、この件につきましても、協議は行っておりましたけれども買収にまで至らなかったということで、実際には支出がなかったものでございます。

118ページの狭隘道路整備助成金でございまして、補正によりまして減額しておりまして、その時点で481万3,000円、これは、平成25年度における申請件数、協議の中で、支払いが起り得るという額を残しておったものでございまして、実際には、書類が整って、お支払いができた内容が145万円ということで、残りを不用額としたものでございます。

○藤浦雅彦委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 森西委員の交通安全教育に関して、幼稚園、高校、小学校は教育がされておるが、中学校はされていないという質問に対してお答えさせていただきます。

まず、事務報告書の232ページのほ

うに、交通安全教育実施状況を書かせていただいております。その表の中で、向かって右側の表の一番下段の部分と233ページのほうに、中学校のクラブキャプテンを対象にして交通安全教室を実施させていただいております。これは、主に自転車の安全運転に関する内容を教育する教室を開かせていただいたんですけれども、まず、中学校というのは、学校に自転車で登校というのはございません。対外試合とかに関して、自転車に乗って外を走るケースがあるということで、そのクラブのキャプテンをまず部員各位の先頭に立って指導してもらいたいという立場から、クラブキャプテンを対象にして、第一中学校から第五中学校まで全て、教室を開催させていただいております。

続きまして、市内循環バスと公共施設巡回バスの近年の推移についてお答えさせていただきます。

市内循環バスにつきましては、平成25年の3月に、市役所を起点とした運行ルートから、千里丘を起点とした運行ルートに変更をかけております。それと、公共施設巡回バスにつきましては、平成25年8月に、鳥飼地域の公共交通を補完する公共交通としてセッピー号を走らせていただいておりますけれども、地元の要望もありまして、鳥飼西地域に乗り入れ延伸をしております。

それで、推移でございますが、まず循環バスにつきましては、平成25年度が利用者数約1万900人、平成24年度におきましては約9,400人、平成23年度につきましては1万100人というような利用者数になっておりまして、平成25年の3月のルート変更に伴いまして、平成24年度から平成25年度にかけては、1年間で1,500人ほ

ど増加している状況でございます。

続きまして、公共施設巡回バスにつきましては、平成23年度が約1万6,000人、平成24年度が約1万5,000人、平成25年度が約1万3,600人と、徐々に減少傾向がありまして、この平成25年8月のルート変更から、延伸したことによって便数が減ったことで、利用者数が、平成24年度に対して平成25年度は1,500人ほど減少しております。ただ、便数に関しましては、1便当たりの利用者数につきましては、平成24年度が6.2人、平成25年度は6.4人と横ばい状態というような内容で、便数が減ったことで利用者数の減になっているような状況ではございます。

ただ、鳥飼地域、鳥飼西も含めまして、市民の皆さんの公共交通の利便性を向上するためには、鳥飼西も必要だと思っておりますので、このままの状況を見た中で、各バス停の利用者数も見ながら、今後また検討のほうをしてみたいと考えます。

それから、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業の今後の進捗状況についてのお問い合わせでございますけれども、平成25年度において、2件の移転を契約して、既に更地になって、今年度、その部分については道路の暫定的な歩道設置工事を行いました。

今後の進捗につきましては、残りが約50%ほどまだ残っております。この50%残っている土地に関しまして、全て国有地が地図上残っておりまして、この公図上水路、国有地水路になるんですけれども、この国有地があることで、今、各土地の確定作業ができなく、支障を来している状態です。対策としましては、今後、この国有地に関しまして、地権者のほうと協議して、その処理に向けて、まず地図の整理をしていく作業を行う予

定です。これにつきましては、国に対してですので、近畿財務局のほうとも協議を並行して進めているところであります。この処理が終わらなければ次のステップには進めないというような状況になっております。

○藤浦雅彦委員長 押部課長代理。

○押部道路交通課長代理 道路交通課にかかわりますご質問のうち、違法駐車、放置自転車の関係でのお問いについて答弁させていただきます。

現状ですけれども、まず違法駐車につきましては、統計をとらせていただいています平成9年以降なんですけれども、基本的には減少傾向にございます。ちなみに、平成20年以降の状況なんですけれども、違法駐車の確認方法の場合、瞬間駐車台数、パトロール時のチラシ等の張りつけ件数、この2点で統計をとらせていただいているんですけれども、瞬間駐車台数につきましては、重点地域、正雀駅周辺、それとJR千里丘駅の西側、東側、この3か所で統計をとらせていただいているんですけれども、平成20年で21.2台、平成21年で25.3台、平成22年度で21.8台、平成23年度で18.8台、平成24年度が17.7台、平成25年度、若干増加いたしましたけれども、18.3台というような形で推移してきております。

それと、今、先ほど申し上げましたチラシ等の張りつけ状況なんですけれども、この状況につきましても、平成20年以降、1日平均、平成20年度が19台、21年度15.8台、平成22年度13.5台、平成23年度10.2台、平成24年度9.4台、25年度、若干増加いたしましたして10.8台というような状況になってございます。

放置自転車の関係ですけれども、こち

らにつきましても、基本的には減少傾向にございます。平成23年度で移動保管をさせていただいた台数が約1,900台、平成24年度が約1,790台、平成25年度が1,690台というような形で推移いたしております。ちなみに、引き取りにお見えにならなかった場合の鉄屑処分としての処分台数なんですけれども、こちらのほうにつきましては平成23年度が582台、平成24年度が826台、平成25年度が774台というような形で推移いたしております。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 公園維持管理事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

この公園維持管理事業の中で、管理状況はということでしたが、事業内容につきましては、ここにも記入させていただいておりますが、都市公園、ちびっこ広場等の維持管理を実施しておりますところでございます。この中身につきましては、都市公園が41か所、ちびっこ広場は95か所、緑地・緑道等が27か所、その他、東一津屋に1か所ございます。これらの施設、樹木、遊具等の維持管理を行っておりますところでございます。

それから、ちびっこ広場の管理についてどうなっているんだということであったと思うんですが、ちびっこ広場につきましては、地元自治会等に対して、管理補助金を出しております。この補助金につきましては、管理自治会数等が67団体、対象箇所数が90か所につきまして123万5,000円の補助金を出しておりますところでございます。この交付の趣旨ですが、摂津市ちびっこ広場補助金交付要綱に基づきまして、ちびっこ広場の清掃、それから除草、その他の環境整備作業を行う自治会とか、愛護会、こども



会等に対して交付しておるものでございます。

それから、遊具の点検をちゃんとやっているのか、100%になっているのかというお問い合わせであったと思うんですが、遊具の点検につきましては、公園遊具点検業務委託をさせていただいております。これにつきましては、委託料が122万8,500円、実施箇所につきましては、都市公園、ちびっこ広場等の遊具の点検を実施しております。点検遊具につきましては、都市公園274基、ちびっこ広場が337基、計611基を点検したものでございます。

それで、この点検の目的でございますが、我々が管理する遊具の適切な機能を保持するために、日本公園施設業協会が定めております遊具の安全に関する基準に基づきまして、目視、触診、打診等による点検を行っております。

それから、この遊具の執行形態であります。これにつきましては我々、設計を行い、入札、発注を行っておりますのでございます。

除草の回数につきましては年2回、基本、春の繁茂してくる時期、それと秋の時期に年2回させてもらっておりますのでございます。

○藤浦雅彦委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 1点答弁が漏れていました。交通安全の運転者講習会の参加人員についてのお話があったかと思うんですけれども、それについてお答えさせていただきます。

今現在、交通安全運転講習会につきましては、各地域ごと、千里丘地域、烏飼地域、正雀地域、一津屋地域、それと別府地域、それと全地域というふうな形で、6対象地域に対して、各実施場所、小学校だとか、公民館のほうで開催させてい

ただいております。

参加に関しましては、各支部役員のほうにお声がけさせていただいて、そこから参加の方々に招集といいますか、市のほうからもはがきを通知させていただいたり、あるいは広報に載せて、開催の通知はさせていただいております。参加人員が少ないということではありますが、会場の段取りだとか、日時の都合等もありますので、今後、支部役員さんのほうとも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 おおむね答弁があったと思います。もし漏れていれば2回目のご質問でお願いします。

森西委員。

○森西正委員 それでは、し尿処理手数料の件ですけれども、不納欠損はないということで、徴収をいただいているという、ご努力をいただいているというふうに思っております。

前にも、うちの自治会のほうで、し尿の処理の件に関して、少しトラブルがありました。市のほうでは把握をされていて、し尿の処理をされているというふうなことで、業者のほうがかみ取りをされるときに、ここは生活をしているようでもないからということで、そこを飛ばしたというふうな、してなかったというふうなことがあります。その点、市のほうと業者との乖離というのは、そこは特別であったのか、またほかにそういうふうな部分というのは生じておるのか。

実際に、においといいますか、そういうふうな部分で、迷惑をされるのは近隣の方でありますし、ずっと家をあけていて、もしくは早朝に仕事に出て、深夜に帰ってくるという方がおられると、寝るだけに帰ってくるというような方もおられると思います。その点の把握とか、そ

の点はどういうふうになっておるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

農業水路の件ですけれども、最近、大雨といいますか、台風、集中豪雨が多発しておりますけれども、水路の底、ヘドロですけれども、その対策というのは、どういうふうな対応をとっておられるのか。やはり、だんだんとヘドロがたまってきますと、水面が上がってくるのは当然だというふうに思います。そうなりますと、やはり洪水、浸水というような、そういうふうなことが発生する可能性というのは生じてくると思いますけれども、その点、どういうふうになっておるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

交通安全の件ですけれども、交通安全講習会の件に関しては、できるだけ多くの方が講習会に参加をしていただいて、やはり交通安全の意識をしていただきたいというふうに思いますけれども。どうも見ていますと、毎回同じような顔ぶれの方が、だんだんと参加されている方も高齢の方が多くて、その方がだんだんと高齢になって、運転免許証を返納されて、講習会に参加をされる方が減ってくるように思います。若い人の参加といいますか、やはり摂津は事業所、運送の関係の事業所が多いですから、そういうふうなドライバーの方に呼びかけといいますか、交通安全の講習を受けていただくとか、もし忙しいのであれば、別の機会にそういうふうな講習をしていただくとか、そういうふうな対策といいますか、対応をとっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

交通安全の教育に関してですけれども、中学生はクラブのキャプテンを対象にというようなことでされているようであります。そのキャプテンの方が、部員に交

通安全といいますか、講習を受けられて、それを指導されたらいいですけれども、なかなかそうはいかないと思うんです。自分ので精一杯であったりとか、ついつい若いですから、無謀な走りをされたりとかというようなことがあると思いますので、ぜひ、その辺、中学生に対して、よく、やはり見受けられるのは、学生の自転車の運転が危険であって、本人は若いし、運動神経がいいから、さっと運転をされるというふうに見られます。ぜひともその点を、中学生の生徒にも講習会を受けていただくとか、そういうふうな教育を進めていただきますように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

学生の間、中学生、クラブのキャプテンの人には講習をされています、教育をされていますけれども、小学生の1年生から中学生、高校を卒業するまで、学生の中に、講習を受けるという、交通安全の教育を受けるというふうなことでありますと、小学校で講習を受けるのみという児童生徒が多くなるかと思ひます。やはり、これは、常日ごろから交通安全の教育というのはしていかなければならないというふうに思ひますので、頻繁に、やはりそういうふうな教育を進められるような体制づくりとか、そういうふうな部分も考えていただきたいというふうに思ひます。もし、答弁がいただけるのであれば、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

市民からは、自転車安全利用倫理条例ができて、自転車が通行しやすいような道路整備とか、その辺はハード面になりますけれども、そういうふうな整備を進めていただくとか、むしろ、それが無理であれば、ソフト面をやはり充実していただいて、自転車の運転を安全に運転していただけるような、そういうふうな部

分を進めていただきたいというような声もありますので、その点、どういうふうな考えを持っておられるのか答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

違法駐車、放置自転車の件ですけれども、推移を見ていると、だんだんと少なくなっているのかなというふうには思っております。これは自動車離れとか、そういうふうな部分も一つあるのかなというふうには思っておりますので、1台でも違法駐車、放置自転車がなくなりますように、これからも進めていただきますように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

市内循環バスと公共施設巡回バスですけれども、市民からはさまざまな意見を頂戴するんです。今、走っているルート以外でも走らせてほしいというようなこともあったり。公共施設の巡回バスでありますと、なぜ無料なのか、有料で費用をとるべきではないかというような、そういうふうな市民からの声もあります。今後、この市内循環バスと公共施設巡回バスをもう少し推移を見ながら、現状のままを進めるというような考えであるのか、また違った考えといたしますか、前にいいような形で進めるというような考えを持っておられるのか、その点、お聞きしたいというふうに思います。

道路敷調査明示事業についてはよくわかりましたので、もう答弁は結構です。

公共基準点管理事業についてもわかりましたので、もう答弁は結構です。

新在家40号線外1路線道路用地取得事業の未執行についてですけれども、用地買収に至らなかったということでもありますけれども、この事業というのは、今後も用地買収できるまで進めていくというような考えなのか、お聞きしたいというふうに思います。

続いて、狭隘道路整備助成金ですけれども、この件に関してはわかりました。

正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業に関してですけれども、この点に関しては内容はよくわかりましたけれども、この前、私も一般質問のほうで質問をさせていただきましたけれども、都市計画道路の廃止に伴って質問させていただきました。大阪府のほうに要望をしていくというふうなことでありますけれども、この前の本会議でも答弁をいただきましたけれども、もう一度、何か考えられないのか、大阪府に対しては要望だけでということでは無理なのか、その点、もう一度、聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

JR千里丘西口エレベーターに関してはわかりました。年内供用に向けて、ぜひともおくれのないように、ぜひともその点は先方とも、相手方とも交渉していただいて、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

震災対策推進事業の摂津市既存民間建築物耐震診断補助金についてはわかりました。何分、相手があることですから、どれだけ希望があるかということでもありますので。木造も非木造もですけれども、やはり、建築されて、かなりの年数がたってきたという建物も数多くありますので、もし災害が起こって、自分の建物だけでなく、被害を周りに及ぼさないような形にする。そのためにも、やはり耐震診断を受けていただくように、ぜひともこれからも進めて、1件でも多く受けていただきますように、この点は要望とさせていただきます。よろしくお願ひします。

続いて、新在家鳥飼上線道路整備事業ですけれども、この点も、ぜひとも平成25年、平成26年で用地買収というふ

うなことであります。まだ、用地買収ができていないところもあるというふうな答弁であります。この点はぜひとも進めていただいて、平成27年には工事をできますように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。あそこを通っていますと、やはり歩道がありませんから、本当にもう危険で、いつ事故が起こってもおかしくない、そういうふうな危険な場所でありますから、私も、自転車を取りながら、歩行しながら、もしくは車に乗りながら、もうどういふふうな通行でも、本当に危険なところありますから、ぜひともこの点はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、公園維持管理事業についてですけれども、1回目の質問でもさせていただきましたけれども、この点は、雑草が生えて、そのままになっているというところ、利用頻度にもよると思います。利用されて、要するに、もう靴で踏まれているところというのは、なかなか雑草が生えないというふうなところがあると思いますけれども、そこに費用も出ていますから、その点、やはり今度は雑草が生えたままであると、その点の管理はちゃんとできているのかというふうな、そういうふうな市民からの声もやっぱり出てくるかと思っておりますので、その点は、要するに補助を出している団体とかにも、実際にちゃんとできているのかどうかというふうな、そういうふうな部分も、向こうと連絡調整をとりながら進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

遊具に関してですけれども、実際に、この予算の中で、ほぼ100%の執行をされていますけれども、委託をされていますけれども、ちゃんとできているというふうなことであろうかというふうに思いま

す。この予算の中でも、実際、見られていないところというのが生じてくるのか、これで十分であるのかというふうなところをもう一度聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

水防事務事業の水防団の件ですけれども、水防団のほうで、そういうふうな出動があるということでもありますけれども、私も知っている水防団の方に聞きますと、今年の8月のときの避難勧告が出たとき、そのとき、出動の直接の要請はなかったというふうなことでありますので、その点、実際に訓練をされていますから、やはり土のうをつくっているスピードとかというふうな部分というのは、我々にできないような能力をお持ちですから、実際、ご高齢の方が多いいというのもありますけれども、実際、その点がうまく機能が発揮できるのかどうかというのをまた向こうの水防組合とも協議をしながら、その点は進めていっていただきたいというふうに思いますので。

2回目は以上です。

○藤浦雅彦委員長 それでは答弁をお願いします。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 し尿のくみ取り忘れが以前あったということで、委員からそういったご連絡をいただきまして、現地のほうに赴いて、いろいろ確認をしますと、夜間にしか帰ってこないというふうなことで、くみ取りの量としては非常に少量、月々の量としては少量であったという中で、作業員のほうが、ここは生活実態がないというふうな勝手な判断をしてしまったということで、長期間にわたってくみ取りができなかったという事例がございました。

委員からのそういったお電話をいただきまして、早速、他にそんな事例がある

のか調査を行いました。その時点ではございませんでした。

常々、業者には、そういった勝手な判断はするなと言っておりますが、市の職員への報告もできていなかったというようなケースでございまして、改めて、そういう生活実態がないような場合については、小まめに市の職員に連絡をするようにという指導も行っております。今後、こういったことがないように、適切にし尿のくみ取りを行っていきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、森西委員の2回目の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目の中学生を対象にした講習会についてでございますが、まず、小学生3年生を対象にして、全校生徒に安全教室を開いているのは、まず自転車がその年代ぐらいになったら、ほとんどみんな乗れるような状況ですので、全ての生徒に対して、まずは乗り方からの指導する安全教室を開いて実施させていただいております。

中学生になりますと、今度はマナーの問題になってきまして、現在、教育委員会とも連携しておりますけれども、中学生を対象にしたスケアードストレートと言いまして、スタントマンを使った実演教育、これを平成26年度になるんですけれども、第一中学校と第四中学校で実施させていただきました。それから、平成25年度におきましては、やはりスマホの普及が格段に伸びている中で、歩きスマホもそうなんですけれども、自転車に乗りながらスマホを操作するようなマナーの悪い中学生等がいる中で、民間会社を教室に呼びまして、中学生を対象に、1年生、2年生、3年生、全校生徒

を対象にして安全教室を開かせていただいております。これについては、平成25年度で第四中学校と第五中学校で実施させていただいております。

中学生以外にも、自転車安全利用倫理条例に基づきまして、交通安全推進員を新たに雇用して、JR千里丘駅や阪急摂津市駅、正雀駅周辺の人と自転車が混在するような危険な箇所において、この推進員が街頭に出まして、交通マナーの悪い自転車に対しての啓発、指導、こういうものも実施しております。

なかなか、ハード面の整備というのが、財政的な面もありまして、整備が難しいんですが、そういったソフト面の部分を今後も充実させていきたいと考えております。

あと、市内循環バスと公共施設巡回バスについての今後の考えでございますが、まず、市内循環バスにつきましては、十三高槻線が交通開放する以降、正雀駅周辺、府営住宅の周囲の道路を利用して、正雀駅周辺まで乗り入れをするように、来年度から実施に向けて、今調整をしているところです。

それから、公共施設巡回バスにつきましては、やはり、なぜ無料なのだというようなご質問なんですけれども、これは阪急、近鉄、京阪の路線バスが走っておりまして、その朝夕の通勤時間帯を外した時間帯で、その公共バスを補完するバスとして運行しております。無料にすることで、各公共施設にバス停を設け、陸運局等への申請が必要ないことから、現在のバス停が設置できているような状況であります。有料になりますと、またバス停の審査等も影響が出てきますし、また市民アンケートの中では、有料にすると乗らないというような声が大半でございましたので、これからもこういう形

で進めていきたいとは思っておるんですけれども、ただ、鳥飼西のほうに延伸したことで、便数が減って、乗客数も減少しているというのが現実にありますので、今後は、各バス停での乗降者数の推移を見ながら、いかに時間を短縮して、便数を戻せるかどうかについて、今後、さらにまた検討して、よりよい公共交通を補完するバスとして検討していきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 山本参事。

○山本土木下水道部参事 それでは、森西委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

新在家40号線外1路線道路用地取得事業の件でございますけれども、平成25年度につきましては交渉までには至っていなかったということで、平成26年度も予算計上させていただきまして、権原取得と良好な道路管理を目指したいと思っておるところでございます。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 公園の維持管理につきましてですが、その中で遊具に関して、遊具の点検を委託して、これで満足、十分なのかということであったと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、我々が管理している遊具で611基を点検しております。日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づきまして、目視、触診、打診等による点検を行っておるわけですが、この基準におきまして判定区分がA判定からD判定までございます。A判定、B判定は特に問題がないんですけれども、C判定におきましては部分的に劣化及び摩耗があり、計画的な修繕を要すると、D判定につきましては、重要な部分に異常、あるいは全体的に老朽化してきておる、早急な対処が必要というような判断基準がございます。

これに基づきまして、平成25年度につきましては、611基のうちD判定で15基ございました。これにつきましては、速やかに修繕を行い対応しております。C判定で221基ございました。この221基の中におきましても、もう既に補修をやっているところもあります。全てではございませんが、ここらにつきましても、我々が計画的に修理を行い、安全に遊具を使っていただけるように対応していきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 大雨、台風に備えるための水路のヘドロの対策をどのようにしているかというご質問についてお答えさせていただきます。

基本的には、しゅんせつをしながら、水路の状態を確保するように行っております。

それから、次の淀川右岸水防事務組合の水防団の活動と本市の初期防災体制との連携ですけれど、私どもは淀川右岸水防事務組合と話す機会が何度もあります。そのときに、この議題を持ち出しまして、向こうの出動基準とこちらの水防の出動基準とをすり合わせながら、何か連携できることができるかどうか、また詰めていきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 済みません。先ほどの遊具の安全に関する基準ということですが、これにつきましては国が出している基準に基づいてチェックを行っております。

○藤浦雅彦委員長 あと、府の都市計画決定が外れた道路の改修の要請をしていくというようなものについて、今後どのようにしていくのかというような質問について、吉田部長。

○吉田都市整備部長 先般の本会議にお

きましてご答弁申し上げましたとおり、やはり都市計画決定が外れたということは、我々が望むべき道筋が断たれたというのは現実的な話で、それに対して、市長会なり、府議会への要望を含めまして今日までやっております。ただ、先般もご答弁申し上げましたように、大阪府においては、当然、路線の重要性、さらに危険度等を評価しながら順位立てていくということが、先に向こうの責務として出てくる。それは府の道路管理者としての責務であるということで、そういう回答をいただいておりますので、それがいつ出てくるかが第一義的かなというふうに思っております。

それに対しては、今日まで、都市計画道路を一つのポイントとして申し入れてきた経緯がございますけれど、今後は、一つの路線ではなく、一つの箇所、ピンポイントでこの部分が危ない、この部分の用地買収をしてでも道路整備、歩道整備をしてもらいたいということで、これからはピンポイントでも要望していくような活動が目に見える形で、大きな意味ではなく現実的な話として要望していくのが一つのやり方かなというふうに思うのがまず1点。

当然ながら、都市整備所管におきましては、府道沿いの開発等につきましては、当然、大阪府に対して、事前の協議をしてほしいということも申し入れておりますので、そのあたりはやっぱり道路担当と今後、都市整備部の所管が連携しながら、大阪府に対して強くピンポイントでも要望してまいりたいというふうに思っています。これが今の大阪府のすべき業務と我々が要望すべき姿かなというふうに思っています。

○藤浦雅彦委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしましたら、し尿処

理の件ですけれども、今、ご答弁いただきましたので、今後、そういうふうなことがないように、業者のほうとも連絡を取り合いながら進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それと、水路の件ですけれども、ヘドロのしゅんせつをというふうなことで進めているということでもありますけれども、延長といいますか、長いですから頻繁にというふうなことはなかなか難しいというふうには思いますけれども、やはりたくさんヘドロがたまっているところというのが、水を抜いたときに見受けられることがあります。自転車とか、ごみをほかされていて、その部分はすぐに撤去されているというふうなことはわかるんですけれども、ヘドロだけは残ったままになっていて、そうなりますと、やはりその分が、本来の水深からたまった部分というのが浅くなるということでもありますから、ぜひとも計画を立てて、まずは危険なところといいますか、大雨のときには浸水といいますか、洪水の可能性がある部分、危険な部分というのは把握はされていると思いますので、その部分からまずはつけていただきたいと思いますというふうに思いますので、要望とさせていただきます。よろしくをお願いします。

交通安全の部分ですけれども、摂津市は条例をつくりましたから、条例をつくっただけということではなく、やはり、これはつくったからには中身を伴っていかなければならないというふうには思いますので、ハード面ではなかなか難しいということでもありますから、ソフト面を充実していただいて。摂津の市民は、交通安全、自転車に乗ったときにはこういうふうなルールを守ってというふうな、他の市民に規範になるような、そういうふ

うな市民の方を1人でもつくっていくと  
いいですか、そういうふうな施策を考え  
ていただきたいというふうに思いますし、  
制度をつくっていただきたいというふう  
に思いますので、よろしくお願ひしたい  
というふうに思います。

それと、交通安全ですけど、我々は  
運転免許証を持っていますから、運転免  
許証をとるときとか、更新のときに講習  
を受けたりとか、勉強をしますけれども、  
運転免許証を持っておられない方とい  
うのは、なかなか交通ルール自体を知ら  
ない方がたくさんおられますので、その  
人に対して、どのように教育をしていく  
かという部分もあろうかというふうには  
思います。その点も、今、なかなか考え  
られることではないかなと、難しいと思  
いますけれども、その方に、免許証を持  
っていない方にも、どうやってここの交  
通教育をしていくかというふうな部分  
を考えていただきたいというふうに思  
いますので、よろしくお願ひします。

市内循環バスと公共施設巡回バスで  
すけれども、今、ご答弁いただいて、市  
内循環バスは正雀にというようなこと  
でのご答弁でありますけれども、摂津  
の中には、市域全体を見ますと、やは  
り交通の不便地といいますか、公共の  
乗り物が無いというようなところがま  
だ多くありますので、一時、千里丘  
の市場のほうとかというようなことは  
声としてはありましたけれども、今、  
吹田市のほうがバスを走らせていた  
だいていますので、千里丘と岸辺の  
ほうに行けるといふふうなことであり  
ます。これは、吹田市のほうのバス  
ですけれども、これを摂津市の市民  
の方が利用させていただいているとい  
うことでありますから、やはりその点  
は、摂津市としても、摂津市域全体  
を、やはり市民の方全体に交通の利  
便性を確保する

というふうなことをやっぱり考えてい  
かなければならないというふうに思  
いますので、その点もぜひとも考  
えていただきたいというふうに思  
いますので、要望とさせていただきます。

新在家40号線外1路線道路用地取得  
事業の件はよくわかりました。

都市計画決定の廃止された道路の件  
ですけれども、その点に関しては、  
摂津市のほうで何か対策を考えられ  
ることがあればとは思っています。こ  
れは大阪府頼みしかないので、摂津  
市の中で、一つの市が対応できるよ  
うな、考えられるような部分を、私  
も考えられていないんですけれど  
も、何かそういうふうな部分が、何  
かあるのか、検討していただいて、  
研究をしていただけたらというふう  
に思いますので。実際に、それじゃあ  
、要望していて、それまで開発が進  
んで、建物が建ってしまうと、どん  
どん進んでしまいますから、道路が  
結局拡幅されずに、ただ開発が進  
んで、建物だけがどんどん建って  
いくというふうなことになるという  
ふうなことでありますから、そうなり  
ますと、本会議でも言いましたけれ  
ども、もう50年や100年、もう触  
れなくなるというふうなことにもな  
りかねませんので、ぜひとも何か考  
えていただきますように、よろしく  
お願ひします。

公園に関しては先ほど答弁いた  
だいたんですけれども、子どもが公  
園のあずまやに上って倒れてけがを  
したというふうな事例もあります。基  
準の中で、それはいけるといふふう  
なことであるかもわかりませんが、  
けれども、子どもというのは、な  
かなか想像もつかないことをされ  
たりもしますので、そういうふう



な部分でも十分に配慮をしていただいて、事故が起こらないように、ぜひとも遊具の点検を厳重にさせていただきますようお願いして、質問を終えたいというふうに思います。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○藤浦雅彦委員長 それでは、再開します。

引き続き、質疑を行います。

野原委員。

○野原修委員 こんにちは。それでは、森西委員に続きまして、質問させていただきます。一部、森西委員と重複するところもありますが、よろしくお願ひします。

それでは、まず1番目としまして、決算書147ページ、神安土地改良区負担金の1,707万540円。これは神安の水路の運営内容全体と、神安と市の仕事の内容というか、関係を教えていただきたいと思います。

2番目として、これも決算書147ページ、地盤沈下対策事業償還金負担金の29万7,840円の内容を教えてくださいたいと思います。

3番目として、先ほど森西委員からもありました、用水側溝改良工事で320万円の予算のうち、188万2,650円執行されて、不用額が131万7,350円。これはその一部、水田がなくなったということはお聞きしたんですが、この地区だけそういう側溝改良工事が入ったのか、その内容を詳しく教えてくださいたいと思います。

続きまして、決算概要の112ページ、交通安全啓発事業。これは先ほどから森西委員からも質問がありましたところではありますが、平成25年度から、先ほ

どお聞きしましたように、各クラブのキャプテンを対象に1月9日に第四中学校でこういう講習会を行われて、その延長線上で平成26年度、スケアードストレート方式で、スタントマンを交えたそういう交通安全の取り組みをなされたと思います。これは以前からも小学校1回だけで交通安全をするんじゃなく、まず保護者の方、それからまた中学生にどういう形でこういう交通安全の啓発をしていけばいいかということで、交通安全、道路担当のほうと教育委員会と連携してもらって、一つの成果としてそういう発展的な取り組みがなされたことには敬意を表しますが、今後の取り組みとして、先ほど出てましたが、今、そういう交通安全の中で一番問題になってるのが、これは私、一般質問もしました歩きスマホが一番、今、危ない状況になっております。

過去、私の知り合いもこの間、歩いてたら向こうから自転車に乗ってスマホをしながら来て、もうぶつかる寸前で危ないよと声をかけたら、「何を言ってるねん」と言って、若い子が行く。これがまだ大人だったらよかったけど、これが高齢者の方とか、妊婦の方とか、乳母車を引かれた方といった子育て中のお母さん方だと危険ですので、歩きスマホに対するそういう形態、今後どう考えていかれるのか、その辺の取り組みを聞かせていただきたいと思います。

それから、違法駐車追放事業で578万3,566円。これも先ほど、正雀で平均4.4台、千里丘西で5.4台、千里丘東が8.5台。この取り締まり時間が10時、13時、16時ということで、チラシ等を張られた枚数が平均的にこういう形になったんですか。この辺の内容をもう一度、お聞きしたいと思います。

その次、6番目として、放置自転車等

対策事業のところで、放置自転車等移動委託料で541万8,000円。これ、今までご努力で、土曜日撤去とかということで、年間、124日やってもらうような形になって、放置自転車も大分なくなってきたはおりますが、なかなか一般の方で道路に出てる分は撤去できるんですけど、私有地とかそういうところでどうしても置きっ放しのところで、それに対する取り締まりで、それを道に出してもらったらこっちが撤去しますというような形しか今、言えない状況になっておりますが、そういうところでそういう民地とかそういうところでちゃんとした駐輪場にとめないで行かれてる方の取り締まりといたしますか、啓発といたしますか、そういう取り組みはどうされてるんでしょうか。

その次、自転車利用者指導委託料で1,191万2,026円。これが多分、この人らに回っていただいて、そういうことをしたらだめですよというような形の啓発をしていただいていると思っておりますが、この方たちで、今、千里丘東とか南千里丘とか、こういうところは一部こういう方が清掃とはいわずとも、ごみを拾ったりそういうことをしていただいているような形の業務を見受けられますが、千里丘西なんかではそういうことは見受けられないという形で、その辺の整合性はどうかお聞かせください。

7番目としまして、決算概要の114ページ、道路反射鏡定期修繕事業。また、交通安全対策推進事業の中でも「道路交通の安全を図るための道路反射鏡ほかの維持管理」となっています。そして、道路反射鏡点検保守事業。こちらは清掃を含むとなっております。この辺の関連。

また、同じ形態の反射鏡であっても、その年度によって値段がそれぞれ違う。

こういうところに関してはどういう認識を持たれて、入札を受けられてるのかお聞かせください。

8番目、決算概要の116ページの道路管理事業の賠償金として32万8,381円。これはどういう賠償金か、内容をお聞かせください。

9番目として、決算概要の116ページ、路面清掃事業で582万7,500円。路面清掃だけで側溝清掃はされていないのか、その内容をお教えてください。

10番目として、決算概要118ページ、先ほども森西委員からも出てました、狹隘道路整備事業の145万円で、先ほど大体のことは教えていただきましたが、今後、やはり狹隘道路に関しては皆さんの努力でこういう形のもので、道路を何とか中心後退してもらって、道路を少しでも広くという形の取り組みをしてもらってるんですけど、なかなかこの事業は動いていかないという形のところで、今後の取り組みとしてどう考えられてるのか、教えてください。

決算概要の118ページの橋梁長寿命化修繕事業のところで、2,876万7,900円が出ております。これはどういう形の事業で、今後の展開をどうされていくのか、お聞かせください。

決算概要の118ページの、これは先ほども質問ありました、正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業のところで、今後、展開としては国有地があって、水路があって、これの処理が進まないという答弁だったと思っておりますが、その処理が進まないと、今後、正雀駅前の展開というのか、それがどうなるかわからないという形じゃなくて、やっぱりそれと並行した形で正雀駅前をどうしていくのかという考え方があろうかと思っておりますので、そこをお聞かせいただきました。

と思います。

決算概要の118ページ、交通バリアフリー事業として、308万700円が上がっております。この内容をお教えください。

14番目として、決算概要の120ページ、排水路管理事務事業としまして、1,478万7,126円。これは排水対策事業として番田水門との関係がどうなっておるのか、内容をお聞かせください。

120ページ、決算概要であります、排水路等しゅんせつ事業。これも先ほど話がありましたが、委託金として662万40円。これは委託してる業者と、先ほどそれぞれ市を巡回しながらそういうところをとっていくという日常の業務をお聞かせいただきましたが、その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、16番目として、排水路ポンプ場管理事業としまして、4,920万4,360円。排水路ポンプが22か所ある中、安威川など何か所かは自家発電設備はあると思いますが、ポンプ場の管理事業について、内容をお聞かせください。

17番目として、決算概要120ページの千里丘西口エレベーター設置事業。これも先ほど質問がありました。これはもともと南北分断解消という形で事業を上げられて、平成26年度、ほんの1週間ぐらい前からやっと工事が始まって、それまで地元説明も何回か入ってもらって、それと一緒にホームのかさ上げとかという形のことで遅くなって、そういう形で進んでおります。そういう中で、12月末を目途に完成という形はお聞きしていますが、その辺のことを間違いなくそういう形で進んでいくのか、内容をお聞かせいただきたいと思います。

18番目として、決算概要の124ページ、緑化推進事業としまして、80万6,188円。これは誕生植樹祭の費用かと思いますが、今後の考え方をお教えいただきたいと思います。

19番目として、公園遊具点検業務委託料として、122万8,500円。これは先ほども質問がありましたが、611基あるそういう遊具を、A、B、C、Dの判定のうち、Dはすぐに替えて、Cに関してもそういう危険なものから順次替えていくという形かと思います。これは年々、BがCになったり、そういう形で、いろんな形で危険が増すという形は、業者の委託のところで判定してもらって、そのほかで公園みどり課の方々が目視で公園を回られて、日々、安全な遊具として使用していただけるように点検はしてもらってるとは思いますが、今後、遊具に関しても、今までの子どもの遊具から健康遊具に、ちびっこ広場なんかでは変えてほしいという地元要望があったりした場合には、そういう形で健康遊具なんかに変えていくような考えはあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁を願いたいと思います。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 まず、1点目の神安土地改良区の負担金でございますけども、神安の負担金については神安の排水施設を雨水の排水に使用してるというような関係がございまして、そういう中で排水面積に応じて市が負担をしております。

負担の内容でございますけども、事務費については経常賦課金というのがございまして、これは排水区域面積、用水区域面積に応じて負担金を支払っているものでございます。その額が、排水賦課金

につきましては46万7,290円、用水賦課金につきましては64万3,250円となっております。

さらに、事務的な経費に加えまして、排水施設に関する維持管理負担金というのがございます。これが1,595万9,800円ということでございますけれども、その内訳としまして、基本費というのがございます。これは人件費に対する負担金でございますけれども、これが636万7,000円。さらに作業費、これは排水施設の維持管理費に対する負担金でございます。これは691万1,100円となっております。

さらに、摂津市におきましては、河原樋水路等に冬場に送水をしてもらっておりまして、これは臭気対策ですとか、防火用水の確保という観点から、10月から3月にかけて送水をしてもらっておりまして、これに対する負担金が220万5,700円となっております。

そのほか一津屋地域の水路しゅんせつ等を行ってもらっておりますことから、これに対する負担金、親水緑地施設維持管理費というんですけど、これが15万円ほどございます。

さらに、番田水路にある樋門等水位の監視施設等がございまして、これに対する負担金、32万6,000円。これらの合計が排水施設の維持管理負担金ということで1,595万9,800円の内訳でございます。

次に、地盤沈下対策事業償還金負担金でございますけれども、これは神安の区域で昭和30年代、周辺地域が工業化されるに伴いまして、地盤沈下が発生し、水路の通水能力が落ちてきたというようなことから、平成元年から10年にかけて水路の改修等をされております。平成25年度につきましては、平成10年度に

行った事業の最終償還ということで29万7,840円の償還を行ったものでございます。これで償還は終わりでございます。

次に、13番目、番田水門の内水対策負担金でございますけれども、番田水門が神崎川の合流点において設置され、それに伴いまして内水対策が求められたということから、流域の下水道事業として安威川左岸ポンプ、浜町にこれが建設されておまして、この負担金が516万円でございます。さらに、三箇牧のポンプ場、これは農林事業で大阪府のほうで施工されたんですけども、これに対する負担金が622万9,000円となっております。

さらに、局所的な対策としまして、三ツ樋の樋門改良を行っております。これに対する負担金が82万円。

さらに、番田下流部の負担金、これは浜町の堤防のかさ上げ工事でございますけれども、これに対する負担金が138万2,000円。これの合計が番田水門内水対策負担金ということで、1,359万3,000円の内訳でございます。

○藤浦雅彦委員長 山本参事。

○山本土木下水道部参事 それでは、野原委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

9番目の決算概要116ページ、賠償金の件でございますけれども、道路管理瑕疵による事故の賠償金でございまして、一つが平成25年3月に発生しましたモノレール南摂津駅前にございます東一津屋駅前1号線の植樹柵のくぼみに足をとられたという内容のものが11万1,141円。もう一つが、平成25年10月に起こりました、新在家鳥飼上線にございます、竹星橋という橋と道路をつなぐジョイントの部分の金具がはね上がって

おりまして、そこに車が当たったという内容で21万7,240円と合わせまして、32万8,381円の内容となっております。

路面清掃事業の582万7,500円の内容でございますけれども、平成25年度におきましては、千里丘三島線ほか164路線の路面清掃委託につきまして、指名競争入札で委託業者を決定いたしております。委託内容といたしましては、千里丘三島線ほか164路線を年間4回、6月、9月、12月、3月の4回を夜間作業といたしまして、散水車と自走式のブラシ式の路線清掃車セットで走らせまして、連続走行によりまして路面清掃を実施しているものでございます。この4回の清掃を行う道路のトータル延長が約300キロでございます。作業に当たりましては、事前のお知らせのビラを配ったり、清掃区間の車両の駐車のご協力をいただいたりしながら、スムーズな作業の実施を図っているところでございます。

次に、狹隘道路整備事業の145万円の内容でございますけれども、平成25年度につきましては事前協議で16件の内容がございましたけど、そのうち平成24年度協議分も含みます2件の助成で145万円となっております。助成の条件を満たさないものといえますと、宅地分譲や営業店舗の目的であったり、道路及び側溝を自分で整備して自主管理されるというような内容のものが13件ございました。建築課と一緒にいろいろ話はさせていただくんですけども、以前にも申し上げたように、その分を道路に出してしまうと建蔽率の関係で建たないだとか、そういう手続をしてみると、実際、建てる時期には遅くなるだとかということで、もう自主管理でやるんだと

ということもあるんですけども、建築課と一緒に何とか進めていきたいと思っております、今までにこれだけ実績としてはやらせてもらってるので、よりまた進めていきたいというふうには考えてるところでございます。

決算概要の118ページの橋梁長寿命化修繕事業の内容でございますけれども、これにつきましては修繕料といたしまして924万円。これは平成24年に橋梁点検、長寿命化の際に点検をいたしましたときに、本市の橋梁はほとんど健全な状態でございますけど、1橋だけが予防保全をしたほうがいいだろうという橋が新在家鳥飼中線の第二中学校の南側にございます水路のところで、新在家鳥飼中線を横断しております大久保橋というものがございまして、その修繕工事に924万円でございます。

橋梁修繕及び耐震化の実施設計といたしまして、先ほど大久保橋の修繕の実施設計に320万2,500円、それと鶴野新橋、ちょうど市役所の裏側にございます鶴野新橋の耐震補強設計業務委託に817万1,100円と、柳田橋の耐震補強設計業務委託に815万4,300円、合わせまして1,952万7,900円となっております。

○藤浦雅彦委員長 江草課長。

○江草都市計画課長 千里丘西口エレベーターのご質問に対してお答えさせていただきます。

千里丘西口エレベーターにつきましては、平成25年度につきましてはエレベーター設置箇所の確保のための電力及び通信ケーブル等の施設の移設工事、及びエレベーターの施設の設計業務を行ってまいりました。今年度につきましては、地元説明会の後、工事に入っておるわけなんですけど、委員、先ほどおっしゃられ

たとおり、外に見えての工事につきましては1週間ほど前からなんですけど、地下の工事、杭の工事等は順調に進んでおりまして、今のところJR西日本から示されておる工程どおりに工事のほう進んでおりまして、今後とも工程の遅れがないよう注視して、12月末の供用開始を目指してJR西日本と協議を進めてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野原委員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、安全啓発事業における歩きスマホの今後の取り組みについてでございますが、今現在、春、夏、秋の交通安全運動の時期に駅前でのキャンペーンを実施しておりますが、そのときに同じように歩きスマホについての啓発品を配布して、啓発いたしております。

また、中学生につきましては、平成25年度、携帯教室を開きまして、民間のNTTドコモやauの講師を招き入れまして、中学校で歩きスマホの危険性について教室を開かさせていただいております。今後につきましても、道路交通課としては歩きスマホの対策、啓発は取り組み回数をふやして考えていきたいところでございます。また、教育委員会のほうとの連携もあって、教育委員会の都合、学校の都合等もありますので、その辺も踏まえて調整をできるだけ行った上で、今後も取り組んでいきたいなと考えております。

それから、放置自転車の委託料541万円についての内容であったかと思いますが、まずこの内容につきましては、年間、120回、駅前、JR千里丘駅、あるいは阪急正雀駅、摂津市駅、ほか自転車の放置、自転車禁止区域におきまして、

指導員のもと放置してる自転車を撤去する内容になっておりまして、作業する自転車を保管事務所のほうまで移動する業務の内容になっております。

それから、自転車利用者指導委託料、1,192万4,000円の内容についてのご質問に対して答えさせていただきます。これにつきましては、今現在、JR千里丘駅東、あるいはフォルテ摂津周辺、JR千里丘駅西、阪急正雀駅前、阪急摂津市駅前、モノレール摂津市駅前、南摂津駅前、鉄軌道、モノレール等の駅周辺においてシルバー人材センターに委託しておりまして、勤務時間帯につきましては8時から14時だとか、8時から18時だとか、それぞれ勤務時間帯は変えておるんですけども、その周辺の自転車の放置禁止区域内にある自転車等の利用者に対しての指導を行っております。各駅の周辺の清掃との整合性ではございますが、西口についても一部、清掃は入っておるという内容で、これは道路管理課のほうとの調整、内容にもなってきますので、西口についても一部、清掃は入っておるというような内容になっております。

それから、反射鏡についてでございますが、まず道路反射鏡保守点検、それから道路反射鏡定期修繕、それとほかに道路反射鏡設置事業、道路反射鏡修繕とあるんですけども、まず保守点検につきましては市内全体でおおよそ1,250基ほどある反射鏡を、大ざっぱに言えば安威川以北と以南と分け、隔年で以北、以南と分けた形で、今ある既設の反射鏡の点検、柱の損傷具合、鏡面の損傷具合、あるいはフードの損傷具合などの損傷具合を点検をしております。あわせて鏡面の清掃もそれにあわせてしております。損傷具合に対して定期修繕で、特に劣化がひどく修繕が必要とされたものについ

て、定期修繕の費用をもちまして取り替え等をさせていただいております。平成25年度におきましては、38か所の取り替えのほうをさせていただいております。

それから、単価についてでございますが、道路反射鏡修繕事業につきましては、入札に基づいて業者決定をしております、それぞれ報告に合わせて設計を組んでおります、毎年、内容が違ってまいります。今年度でいきますと840万円の金額をもって38か所。1か所当たりでいきますと、22万1,000円ほどの単価となっておりますが、昨年度でいきますと、46か所で1か所当たり17万9,000円。それぞれの修繕内容によって異なってくるものですから、また入札による落札率等もございますので、1か所のあたりの単価というのはいろいろばらつきが出てくるような状況になっております。

それから、正雀南千里丘線の土地整理と並行しての取り組みについてでございますが、まず道路拡幅事業におきましては、まず各土地の確定測量というのがまず一つ作業としてしなければいけません。それをもって道路用地がどこまでかという道路用地測量もしていけないといけませんので、それぞれ各土地の確定測量についてが、先ほども答弁させていただいたように、国との関係で、今、確定作業に支障を来しているような状況です。並行して近畿財務局のほうとは協議はしておるんですけども、まずその作業を進めてからでないといけませんというふうな認識で、今後は早急に確定作業ができるように。ただ、民地に係ってくる確定作業ですので、市のほうからは各地権者への確定作業についての認識と、その整理について話、協議をして、後押しとい

いますか、事業の進捗に影響がないように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、バリアフリー300万円の内容についてですが、これは2か所施工しております、まず1か所は新在家鳥飼上線の鳥飼上のほうになるんですが、交差点付近の段差改良、それと視覚障害者用のブロックの設置という内容になっております。それと、もう1か所につきましては、千里丘駅西口の駅を出てから右に向かって府道大阪高槻京都線へ向かう千里丘19号線、これの路側帯にグリーンベルトを着色し施して、歩行者の通行帯を明確にした内容となっております。

○藤浦雅彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 野原委員のご質問で下水道事業課に関するものについてお答えさせていただきます。

まず、用水側溝の改良工事についてということなんですが、施工場所、鶴野3丁目4番、5番地内ということで、青少年グラウンドの西側の道路の南北をつないでます鶴野27号線のところで施工しております。これにつきましては、過年度より青少年グラウンドの北側のところから交差点二つずつ、そういう側溝の改修作業を行っております。昨年度はコンビ二のところの付近までいきまして、まだ少し作業ができてないところがあります。大体同じぐらいの施工規模で、まだ引き続き、鶴野地区をやっていけないといけませんと考えております。

次に、排水路しゅんせつ委託料についてということでございます。しゅんせつにつきましては7社契約を行っております。これにつきましては、どのようにやってるかといいますと、しゅんせつの内容によって単価を変えております。内容につきましては、三つございます。一つは、

管路しゅんせつということで、高圧洗浄車を持ってきてしゅんせつを行うという形。それから、もう一つが、管路及び水道しゅんせつということで、高圧洗浄車とバキューム車を併用して使う場合。もう一つが、水路及び側溝のしゅんせつということで、今度はバキュームだけと。こういう三つの種類で単価を決めております。しゅんせつにつきましては、これの事象によりまして、この三つのどの方法をとってやるのかというのをそこで検討しまして、決めまして、これで発注を進めているという形になっております。

次に、排水路ポンプ場管理事業についてのご質問にお答えさせてもらいたいと思います。これにつきましては、主に市内22か所に設置されてる排水ポンプの点検保守と、それから味舌水路の雨水機能の補完しております味舌ポンプの維持管理業務を大阪府に委託しております。大きな柱としてはこの2点のポンプにつきましの管理についての事業を行っているという事業でございます。

発電設備につきましては、1か所、味生排水機場のみになっております。

主に、管理業務につきましては、そのポンプ場についての管理業務委託、及び大阪府に対する管理運營業務の委託料、これが主なものとなっております。

○藤浦雅彦委員長 押部課長代理。

○押部道路交通課長代理 道路交通課にかかわりますご質問のうち、違法駐車に関する交通指導業務の関係と、放置自転車等の民地等に放置された場合の対応についてというお問い合わせについて、答弁させていただきます。

まず、違法駐車の関係なんですけれども、事務報告書のほうに載せさせていただいている数値につきましては、摂津市違法駐車等の防止に関する条例の中に規

定しております重点地域、ここに記載がありますように、正雀駅周辺、千里丘駅周辺の西・東というふうに分けさせていただいて、10時、13時、16時の3回、計測をさせていただいた平均値として、平成25年度ですと合計で約18.3台の違法駐車があったということで載せさせていただいております。

先ほどご説明させていただきましたチラシ等の張りつけについては、事務報告のほうには載せさせていただいておられないんですけれども、平成25年度で、先ほど申し上げましたように、一日平均約10.8枚ほどチラシを張りつけしておるんですけれども、違法駐車につきましても、当然、迷惑駐車ではあるんですけれども、運転手の方が乗っておられるケース、それと完全に運転手の方が車から離れておられるケース等があります。チラシ等の張りつけについては、どうしても運転手の方が乗っておられますと張りつけるといふわけにはまいりませんので、スピーカー広報のような形で啓発をさせていただいてる関係上、瞬間の駐車台数と啓発のチラシの張りつけのところ若干の誤差があるということになってございます。

それと、先ほど申し上げませんでしたけれども、このチラシ以外にも警告用のステッカーなども交通指導業務の一環として、特に千里丘地域は歩いていってるんですけれども、南摂津であるとか、烏飼地区に関しましてはパトロール車で広報させていただいてる関係があります。その関係もございまして、特に悪質であるケース、例えば歩道なんかに乗り上げて駐車してるようなケース、こういったものに関しては、直接、警察のほうに通報をさせていただくようなケースもございまして、年間に平均すると1件程度な



んですけれども、警告用のステッカーと  
いいますか、張りつけに関しては、大体  
一日平均6件から7件ぐらいというよう  
な形で推移しております。

もう1点、放置自転車の民地等の対応  
なんですけれども、こちらにつきましても  
条例で規定させていただいておるん  
ですけれども、摂津市の自転車等の放置防  
止に関する条例、こちらのほうに放置禁  
止区域というのを指定しております。で  
すので、実際に撤去、移動保管させてい  
ただくことができるのは、放置禁止区域  
に指定をされてる路線についてのみ撤去  
ができます。ですから、それ以外の路線  
に迷惑駐輪されてるケースにつきましても、  
一応、問い合わせ等、ご相談等があ  
りましたら、そちらのほうにまずチラシ  
を張っていただきたいと。ここにどなた  
が置かれたのかわかりませんが、  
できるだけ早く移動してくださいと。一  
定期間たっても移動されない場合に関し  
ては、道路管理課で撤去しますというよ  
うな形のチラシを張っていただきたいと  
いうふうをお願いしております。これ  
が放置禁止区域以外の路線での対応とい  
うことです。

それと、もう1点、民地になりますと、  
完全に民地内の出来事になりますので、  
あくまでもその土地の所有者の方が同じ  
ような形で張り紙をしていただいて、そ  
れも廃棄物という形で環境業務課のほう  
で引き取っていただくというふうな形で  
対応していただきたいというふうにご説  
明させていただいてるのが現状でござい  
ます。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 18番目と19  
番目の公園みどり課にかかわります内容  
でございます。

18番目の緑化推進事業の80万6,

188円の中身でございしますが、これは  
誕生記念植樹祭を春と秋に開催してあり  
ます。これを活用し、地域の緑化を進め  
るという視点でやっております。この中  
身ですが、誕生記念植樹祭用の樹木や参  
加された方に苗木を配布しております。  
それから、記念樹の補植ということで、  
過去に植えた木がたまに枯れたりしてき  
ておる分を補植しておるものです。それ  
から、花壇の補植等の分が事業の中身と  
なっております。

これから、今後の考え方ということな  
んですが、誕生記念植樹祭は本市の特徴  
のある植樹祭でもありますし、市域の緑  
化を進める観点から、なかなか植樹場所  
も少なくなつてはきてるんですけれど、  
継続して緑化を進めていきたいという観  
点から考えております。

19番目の公園遊具の点検委託料で、  
先ほどもご質問がございましたが、点検  
はやっておるけども、今後、社会状況に  
合わせ健康遊具等に変えていくことを考  
えているのかということだったと思うん  
ですけれど、まず今、既に都市公園、ち  
びっこ広場等で75基ほど健康遊具を設  
置しております。昨年、平成25年  
から保健福祉課と連携しまして、まちご  
とフィットネス！ヘルシータウンせつ  
事業、これにおきましても別府公園、そ  
れからちびっこ広場等に、昨年、5基、  
健康遊具を設置しております。

今後につきましても、まちごとフィッ  
トネス！ヘルシータウンせつ事業は3  
年計画で進めており、今もまた別ルート  
で計画されておりますので、そちらのほう  
でも公園等に設置していただく予定と  
なっています。

公園みどり課としましても、先ほど公  
園遊具の点検におきまして、非常に古い、  
老朽化したものは撤去等もやっております

す。また、地域の方とも相談しまして、そういうようなご意見、ご要望があれば、健康遊具に変えていくという視点で今後やっていきたいと思えます。

○藤浦雅彦委員長 野原委員。

○野原修委員 それでは、再度、質問させていただきます。

1 番目の神安土地改良区負担金に関しましては、災害のとき、この間の出勤みたいなのがあったときは、神安とどのような連携をとられてるのか。また、その辺は協定なりを結ばれてるのか。あるようでしたら、お聞かせください。

地盤沈下対策事業償還金負担金は平成25年度で過去のそういう地盤沈下があったことに関して償還が済むという形になっておりますが、今のところで神安土地改良区の方で地盤沈下に対してそういう取り組みとかがあるのかお聞かせください。

用水路側溝改良事業のところで、今、青少年グラウンドのところで、鶴野地区でもまだ展開していかなあかんということをお聞かせいただきました。それだったら、この不用額が131万円出てる中で、まだしないといけないところを、来年度、本当は予定してるところを前倒して、そういうところをするようなことができなかつたのかどうか、それだけお聞かせください。

交通安全啓発事業に関しまして、取り組みとしてスマホについて中学校でそういう形の講習会なりいろいろやられたり、駅で啓発なんかをいろいろ取り組まれておりますが、まだまだPR不足というか、本当に今、マスメディアなんかでもいろいろ、携帯業者でもそれぞれそういう形で歩きスマホに関してはずごく、これは本当にコンピューターを持って歩いているみたいな形で、今までの携帯みたいな形、ガラケーと違ひまして、本当に集中して

しまつて、周りが見えないようになるということで、それをやるときには必ず立ちどまつて、人に道をあけてやるというようなそういう啓発を今後とも真剣に取り組んでいかないとだめだと思えます。

昨年度、建設常任委員会で行政視察に行つたところでは、これは自転車の乗り方に関して警察と連携して黄色切符を切るといふような形の取り組みをされてるところもありました。そういった意味で、摂津市でもそういう自転車安全利用倫理条例があります。また、そういうスマホでも市民が安心して歩道を歩いてもらうという意味でも、今後、警察と連携した中で、やはり違法といふのか、悪質なそういう人の取り締まりには警察と連携して、今後、取り組んでいくような気持ちはないのかお聞かせください。

続きまして、違法駐車追放事業であります。今、聞かせていただきましたように、やっぱり駐停車禁止のところになかなか乗つてはるところに指導するといふのは難しいかと思えます。吹田市なんかは、今、重点取り締まりということで、民間が入つて、違法駐車をすればステッカーを張られて罰金といふ形もあります。摂津市内ではそういう形の考え方があるのかどうか。

それと、先ほど言われた取り締まりが、10時、13時、16時といふ形のところで、この時間帯をやはり千里丘西口とかそういうところでは朝の通勤、通学、また帰つてこられる時間帯をずらしてそういう取り締まりの時間の契約ができるのかどうか。今はこういうところで、多分、これも平日の10時、13時、16時といふような委託契約になつてるのかもわかりませんが、その辺の今後、時間をずらした形とか、曜日を変えるような考え方があるのかどうかお聞かせくだ

い。

放置自転車の取り締まりも、今、言われたような形で、曜日とかその辺をいま一度、変えていく必要があるのかなのか。現状でそういう放置自転車がなくなってきたので、今のままで推移していくのか、その辺の考え方をお聞かせください。

それと、今、お聞かせいただいた中で、放置自転車の放置禁止区域指定をどういうところをどういう形でやればそういう区域になるのか。禁止区域だったら簡単に撤去はできるという形。だから、それだったら本当に主要なところとか、しょっちゅうあるところはそういう指定をして、そういう形で撤去を簡単にできるようにできないのか。それは警察のそういう指導が要るのか、市のほうがそういう形を指定をすればできるのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

次に道路反射鏡であります。今、お聞きしました。修繕内容によって1か所あたりの単価にばらつきはあると思いますが、新設でやっていくところで事務報告書に載ってるような形で、例えば道路反射鏡設置ナンバー9のところ、一面鏡の800ミリ1基、直柱というところで12万8,100円のところが、その前は12万4,950円でやられてる。過去の事務報告書を見ていったら。そういう1本当たりの単価が業者によって違ってくるとするのは、この辺のことについて、これは一定なのか、それともそのときによってそれぞれ違うのか、その辺を教えていただきたいと思います。

それと、今、道路反射鏡もいろいろ過去から議論はあったところで、下をスチール製にするなり、今、一番問題なのが、やっぱり犬の尿による腐食防止という形のところで、やっぱり今、ある程度、道

路反射鏡も耐用年数とかそういう形のものもきてるし、長もちさせるためにはスチール製に替えるなり、そういう犬の尿による腐食防止を徹底していきなりという形、あるいはやっぱりこれから台風とかいろいろな形で目に見えないところで腐食していった、それが突然倒れるというようなことで、打音で、そういう目視ですと業者が補修のところで見ていただいて、全部が安心だというような形と、また職員の方がそれぞれ見られて監視されても、本当に見えないところでそういうことが起こらないような形のチェックはどうされてるのか。

それと、また道路反射鏡の清掃のときであります。多分、その地域ですと道路反射鏡を掃除してもらってると思うんですけど、それが本当に正確な角度になってるのかどうかを調べてもらいたいです。やっぱりつけたままで業者としては鏡面だけを磨いたらいいじゃなく、鏡面が本当に見やすい角度になってるのかどうか、そこまでも一応、業者にそういう形の責任を持ってもらう。また、そういう形で委託料が高くなるんだしたら、それはそれで払うべきだと思いますけど、本来の反射鏡としての効力を100%それが作用されてるのかどうか、その辺の取り組みをどうされてるのか、お聞かせください。

それと、賠償金の32万円に関して、南摂津駅前の植樹柵の跡につまずかれて、そういう形でけがされたというのと、橋の橋の継ぎ目がめくれ上がって車を破損して支払ったという形は過去にあったと思いますけど、その後、そのようなことがないような点検なり、そういう事故が二度と起こらないような形の取り組みをされているのか、お聞かせください。

路面清掃事業で夜間にそういう形で回っ

ていただいているという、清掃していただいているという形はわかりました。この道路の清掃のところと、後で排水のところと関わってくるのかわからないですけど、やっぱり業者にしては側溝とかその辺まではやらないと思います。その中に詰まった土とかその辺はまたしゅんせつのところとでその辺がチェックされてるのか。その辺の道路担当課と下水担当課のほうとどういう連携ができているのか。これはあくまでも道路の面だけを清掃して回っているという話になろうかと思いますが、その辺でこれからいろんなゲリラ豪雨とかそういう水害に対してのそういう土木下水道部での連携、業者がそういう形で情報をくれるのかどうかという形の取り組みを教えてください。

狹隘道路に関しましては、今、そういう形で2件で、なかなか助成を受けにくく、摂津はどうしても道が狭くて、そうやって供出してもらおう部分を何とか多くしてもらわないと、いろんな災害のときでも対応できないということで、せっかく狹隘道路のこういう取り組みができましたので、また建築課のほうとも協議していただいて、より使いやすいような形にさせていただくことをお願いしておきます。

橋梁長寿命化に関しましては、一応、これは業者委託のほうで、そういう専門のほうで任せていかないとだめかと思いますが、この間、ニュースでも見たんですけど、橋梁の点検ということは、打音というのか、音で聞いていく、目視で見ていくというような形で取り組まれているという市もあるので、うちのほうはそういう橋に関して技術継承がなされているのか。

また、道路公団の経験者などが自分の能力をボランティアで生かせたらという

話も聞かせていただきますので、摂津市内でもいろいろ技術職でこういう形でいろんな職業についておられる方がおられると思うので、やはり今、職員に限られた中で、オール摂津で取り組むという意味でも、そういう方々の能力を活用してもらおうような取り組みはできないのか、今後またお考えいただくように、これは要望としておきます。

正雀南千里丘線外2路線（阪急正雀駅前）道路改良事業について、国有地という形のところで、そこはそれぞれの地権者の方のご協力がないとできないという形ですが、そういうことでこれはどうなるのかわからないんですけど、やっぱり旬がありますので、進めていくということで、言葉が適切かどうかかわからないんですけど、強制収用みたいなそういう形のものでできるのか。それとも、あくまでもそういう地権者の人の協力がなかったら物事として進まないのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

交通バリアフリーに関しましてはわかりました。今後とも、そういう形で、弱者の方がスムーズに通行できるような道をいち早く完成していただくよう、お願いしておきます。

排水路管理事業に関しまして、この間も外水は安威川が危険水位を超えたということがありましたけれど、やはり、それ以外の内水排除ということで、番田水門の存在は大きいと思います。

そういった中で、府との関係、いろんな事業に関しての内水排除の考え方、その整備がきちりなされているのか、そこら辺の取り組みと考え方をお聞かせください。

その排水路しゅんせつ事業に関しましても、まさしくそれと一緒に、いろんな形で管渠内を整備するとか、その辺にた

まった砂をバキュームで取り除いていくとか、というような形がありますが、この辺の残土が出たときには、どういう形の処理で、どうされているのか、しゅんせつの通常業務で業者が持って帰っていつているのか、その辺のことをお聞かせください。

排水ポンプに関しましては、今、味舌ポンプ場に関しては自家発電が1か所だけあるんですね。あと、自家発電がないところに関しましては、災害のときにはどういう対応をなされているのか、お聞かせください。

千里丘駅西口エレベーターに関しまして、一応、今お聞かせいただいたような、平成26年度内に完成という形で、予定どおりに進んでいるという形で、これは期待しております。

その中で、これは平成27年度の予算にかかわってくる問題になろうかと思いますが、平成26年度に完成したら、そこが一応、自由通路というような形になろうかと思えます。自由通路に関しての考え方として、どうされるのか。JRとの協議の中で、いろいろあろうかと思いますが、私自身としては、やはり費用対効果を考えたり、治安の問題を考えた場合に、その辺で正しい判断をしないと、判断を間違えればずっと後年にそういう費用負担をしていかなあかん。また、危険な形でずっと費用がかかっていくという、その辺の考え方をどうするのか、お考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

緑化推進事業の誕生記念植樹に関しましては、摂津市独自の取り組みで、これは今後とも続けて行ってほしいし、やっぱり子どもが自分が20歳になったり、40歳、50歳になったときでも、ああ自分が生まれたときに植えられたんだと

いう、そういう形で地元愛というのにつながっていくと思いますが、摂津市は場所が限られていますので、そういう形でこれからそういうことを続けていくのに、場所とか木の選定とか、いろいろそういうこともあろうかと思えますので、その辺の考え方を教えてください。

公園遊具に関しまして、今言われたように75基が健康遊具になっているんですね。今後、子どもたちの遊具として残すものと、現在摂津市が取り組んでおります健康遊具とのバランスについて、もしその辺のお考えがあるのであれば、何対応にするとか、あくまでもこの公園は子どもたちだけ、この辺は高齢者向けに重きを置くとかいうような、そういうプランや考え方を一度お聞かせいただきたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 それでは答弁をお願いしたいと思います。

石川次長。

○石川土木下水道部次長 下水道業務課にかかわるご質問についてお答えいたします。

まず、神安土地改良区の関係でございますけれども、災害時のときの連携はどうなのか。それから、協定等はあるのかというご質問でございますが、協定というものはなかったと記憶しておりますけれども、実際には、神安土地改良区は神安水路の管理をされておりまして、災害時には点検と見回りをされておりまして、ゲート等の操作もされています。

本市との関係で言えば、番田水門が閉まれば鳥飼水路等も水位が上昇してくるというようなことから、随時、神安のほうから、上流の水路の水位であるとか情報も入ってきますし、また、うちのほうからも番田水門の操作状況等について、神安土地改良区のほうにお伝えすると、

そういった災害時の連携というのは取れております。

それ以外にも三ツ樋に逆流防止のゲートがあるんですけども、これについても神安土地改良区と協議をして、その運転操作等、どちらがどういうふうに対応していくのかというような協議も行っておるところでございます。

それから2点目の地盤沈下の状況でございますけれども、地下水等のくみ上げが禁止されておりますので、今現在、地域において、大きな地盤沈下は発生していないのかなと思っております。

現実に神安土地改良区のほうでそういった水路の勾配修正等、地盤沈下が原因での改修工事等もされておらないということでございます。

それと、排水路管理事業に関係して、内水排除がどうかというご質問でございますが、番田水門が設置された折には、各市がまず下水道整備、雨水整備に取り組むということで、本市を含めて、雨水整備に今現在も力を入れておるところでございます。

本市で言えば、特に三箇牧の水、これを下水のほうに排除するというふうなことで、今現在、工事に向けて設計等を行っておりますけれども、非常に難工事が予想されること、また、用地買収、それから新幹線の横断といったことも絡んできまして、早く着手はしたいんですけども、いろんな課題もある中で、平成27年度に実施できるかどうか、大変、微妙な状況でございます。

また、東別府のほうでも雨水幹線の整備というのは予定しておりますけれども、こちらのほうも借地でございますとか、水道企業団の工業用水の管があるというようなことで、こういったものの移設が必要な状況でございます、これについ

てもその移設が終わってからでないとして下水の工事もできないという事情もございまして、早期着手を図りたいところではございますが、なかなか難しい問題があるのが現状でございます。

○藤浦雅彦委員長 山本参事。

○山本土木下水道部参事 それでは、野原委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

賠償金を支払った分のその後の点検と申しますか、安全対策というお問いだったかと思っておりますけれども、植樹柵に植わっていた木が枯れて、その後に埋めたところが若干やせてきたというところではございましたので、さらにそういうところについては、パトロール強化をさせてもらっております。

そこにつきましては、車が入っていかないところもございましたので、車をとめて徒歩で点検ということもさせていただいているところでございます。

また、竹星橋につきましては、昨年度、ジョイントの補修工事を別途、発注して、今健全な形になっております。

平成24年度に点検した際にも、また日々のパトロールでも異常が見つからなかった原因については、特定はできないのですけれども、修繕工事を行ったところでございます。

路面清掃と側溝清掃の件でございますけれども、路面清掃を行う分につきましては、歩道がある場所の街渠部分、皿になっているようなところをブラシで走らせてもらいますので、U型側溝にはそういう形がなじまないということで、通常の側溝につきましては、土木維持作業の中で、ヘドロになったものとか、しゅんせつが必要なものは手でかくことができますが、固化したのにつきましましては、土木維持作業の中で掃除をいたしま

して、それが無理な場所につきましては、下水道事業課のほうでしゅんせつという、両方立てて協力しもってやっているところでございます。

橋梁の点検という内容でございましたけれども、府・国も施設の点検だとか、ストックのものについての話が最近言われておりまして、OBを活用できないかというのも話題には上がっております。

また、ことし3月末には、5年に一度の目視点検をなささいというような省令も出ましたことから、本市といたしましては、いち早く長寿命化以外の橋を点検していこうということにも取り組んでおりますので、それを進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

それと、千里丘駅西口エレベーターの件、エレベーターができましたら、自由通路化になるという前提のもとで、ことしから道路管理課のほうでエスカレーターの管理はいたしております。

エレベーターもできれば、道路管理課のほうで管理することになりますけれども、供用と同時に24時間の開放が望ましいとは考えられますけれども、JR西日本の求められる状況と、摂津市が考えておる安全対策の状況に、若干開きがありますことから、それを書面でお話しさせてもらったり、先日は現場のほうに出向いて、うちの考え、JRの考え、お互い出し合って、進めているところで、いましばらく、まだ時間が必要なのかなというふうには考えておるところでございます。

○藤浦雅彦委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 野原委員のご質問で、下水道事業課に関するご質問にお答えさせていただきます。

用水路側溝の改修工事につきまして、限られた予算の中で、もう少し有意義に

使えなかったのかというご指摘についてですけれども、この側溝につきましては、ただ単に埋めてしまえばよいというものではございませんで、現場によって、排水状況やその流れ先の状態によって、どうやっていこうかと考えるのに結構時間がかかるものでございます。調査も必要となってきます。

それで、今回につきましても、できなかったところにつきましては、いろいろ検討した中で結果的にはできなかったというような経過もございます。

私どもにつきましては、事前の調査をもう少しすればよかったのではないかとご指摘はあるかと思いますが、どうしても今回、初めてのケースでございましたので、こういうような形になってしまいました。

今後、ことしもまた作業の予定を考えております。これにつきましては、昨年のことの経験を踏まえて、もう少しちゃんとしたというか、きちっとまた事業のほうを進めていきたいと考えております。

次に、排水路管理事業につきましてのしゅんせつの残土の処分ということなのですが、摂津市の八町にあります置き場のほうなんですけれども、ここに一旦持っていきます。持っていきまして、そこでごみとかの分別をします。分別しまして、乾かします。乾かした後に、道路管理課のほうに、その処分の依頼をするという方法をとっております。

次に、排水路ポンプ場管理事業につきましてのポンプ場の電気の件です。正直、まだ今まで私が経験する中では、雷が落ちたとかというようなことで、停電があったということはありません。ですので、電気が来なかったらという問題意識は正直ありませんでした。

でも、この数年、雷が落ちることが頻

繁に発生しております。ですので、安閑としておられませんので、これにつきまして、停電対策について、電気の確保については、今後考えていきたいなと思っております。

ただ、ゲートにつきましては、電気がなくなりましても、人力でいけます。非常に労力がかかります。時間がかかります。ですのでこのまま放っておいてはいけないとは認識しております。

○藤浦雅彦委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野原委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、歩きスマホの取り組みのPR不足についてでございますが、他市では警察と連携して、黄色切符を切ることに取り組んでいるということなんですけれども、歩きスマホに関しましては、警察のほうで検挙する道路交通法に含まれている内容ではないので、警察のほうでは今現在、そういった検挙だとか対応することについては、難しいかなと考えております。

もちろん自転車に乗っての携帯使用については、これは道交法に違反しますので、これについては警察のほうは検挙対象として取り組んでいくとはお聞きしております。

今後につきましても、まず、道路交通課のほうでは啓発活動がまず第一だと考えております。そのため、駅、街頭でのキャンペーン等、あるいは先ほどもご説明させていただきました学校、中学生、あるいは高校生、市内には星翔高校だとか摂津高校もでございますので、学校関係者のほうにも協力を要請して、取り組む回数を増やしていきたいと考えております。

それから、道路反射鏡についてのご質

問でございますが、事務報告書に記載している反射鏡設置工事費の関係につきましては、設置に対してのパターンとして一面鏡だとか二面鏡、あるいは場所によっては曲柱も使わなければいけませんし、基礎も単独のコンクリート基礎を打ったり、あるいは側溝、擁壁等があれば、そこを削工して、基礎がわりにするような、それぞれ設置する内容が違ってきております。

それぞれのパターンについて、年度初めに単価契約を業者のほうから見積もりを出させまして、その中で競争見積りの最低価格をとった、今回でいきますと村上土木工業になるのですけれども、そちらのほうで設置について、年間を通してその単価で設置をしているというような内容でございます。

それから、保護カバーについてでございますが、平成21年度あたりから今の防護カバーを道路反射鏡の根元のほうに設置して、根元の腐食とか、そういうものに対して対応しております。

全体で、市内1,250ほどある反射鏡の中で、現在まで300近くの道路反射鏡に保護カバーをつけて、さび等に対して、転倒が起らないような、そういった措置をしております。

あと、保守点検のときの角度調整はどうかという問いなんですけれども、簡易な形での角度調整は可能なんですけれども、定期修繕でする場合だとか、あるいは日々、要望や苦情で電話があったときは道路管理課の維持係のほうにも応援を求めて、早急に角度が調整できるような、そういった対応もさせていただいております。交差点だとか、より危険な箇所を、事故が起らないように、あくまでも補足的な安全施設なんですけど、十分効果が発揮できるように、常に体制は整えてい



るつもりでございます。

それから、正雀南千里丘線についてでございますが、確かに委員がおっしゃるように、強制収用という手もございます。ただ、今現在、5割の土地収用割合です。今後、まず国有地の整理をしなければ前には進まないというのは絶対なんですけれども、土地収用をかけるには、残り2割の段階で収用をかけることとなります。

道路事業認定もとった上での事業進捗になっていくんですが、まず今の土地の関係を整理でき次第、交渉に入れるように、まず準備を進めるのが先決です。

大方その2割、今後の予定ははっきり見えないんですけども、残り2割になった時点で、もし応じてもらえないようなケース等がありましたら、強制収用というのも視野に入れながら、今後は考えていかなければいけないかなと思っている次第でございます。

○藤浦雅彦委員長 押部課長代理。

○押部道路交通課長代理 野原委員の道路交通課にかかわります2回目のご質問のうち、違法駐車と放置自転車の禁止区域の指定等に関するご質問にお答えをさせていただきます。

吹田のほうでは、二、三分たてば即座に駐車禁止というような対応になっておるとい、摂津市ではどうかということなんですけれども、2006年6月の道路交通法の改正で初めて導入された、駐車監視員制度の件だと思っておりますけれども、吹田市のほうでも平成21年12月から、国道423号線、江坂町から南吹田のあたりを初めとしまして、13路線の指定をされて、駐車監視員の導入をされているというふうに伺っております。

これは吹田警察から受託を受けた機関が、国家資格を持って確認標章の取り付けをするというような作業になるんです

けれども、摂津市のほうではどうですかというようなことを、摂津警察に伺った際に、何度かお話をするんですけども、現在の時点では経費等のこともありまして、導入の予定はないというふうに伺っております。

それと、放置自転車の禁止区域の関係なんですけれども、これも摂津市の自転車等の放置防止に関する条例という中に、第9条に放置禁止区域の指定等というのがございまして、この中に、市長は駅周辺の公共の場所において、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める場合に限って、禁止区域として指定することができるというふうに定められております。

現在のところ、市内5駅、JR千里丘駅、阪急正雀駅、摂津市駅、それとモノレールの南摂津駅、摂津駅、この条例の規定に基づいた周辺地域については、現時点でもう既に放置禁止区域の指定を行っておりますので、それ以外の区域について、改めてというのは、条例の規定からいきますと、若干難しいかと考えております。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 公園みどり課にかかわります2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、緑化推進事業における今後の植樹祭の場所とか、木の選定等の考え方についてでございますが、昨年まで、市場池公園の東側のほうで開催してきました。

ところがその場所は、もう埋まっちゃいましたので、何とか場所を検討しまして、ことしは今月の末、26日に秋の植樹祭を予定しているんですけども、同じ市場池オアシスの西側の池の周囲のところで、できればあと1年ぐらい、植樹を行いたいと考えております。

それから今考えておりますのは、吹操跡地に千里丘公園があと一、二年したら完成してきますので、できましたら、千里丘公園のほうにそういうスペースを確保し、植樹場所を考えていきたいと思っております。

それから、木の選定でございますが、今のところ、ずっと従来から桜を植えておりますが、ほかの木については特に考えておりませんが、次に植樹する公園の樹木、いろいろ植わっていますので、また、その公園のバランス等も考えて、検討してまいりたいと考えております。

それからもう1点の健康遊具のバランスの考え方につきましても、我々も今後、公園のリニューアル時などにバランスも考慮しまして、さらには地域の要望、意見も伺いながら、健康遊具の設置について、検討していきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 野原委員。

○野原修委員 平成25年度の決算ですから、また、平成27年度の予算に反映するような形で、また予算のときにそれぞれ質問したいと思いますが、考え方としては、今お示ししたような形を踏まえて、予算要求した中で予算を立てていただきたいと思っております。

永田課長から言われた歩きスマホについては私の質問が悪かったのかもしれませんが、スマホに関しての黄色切符じゃなくて、それは自転車に対しての黄色切符という形の問いでしたので、スマホに関しては、そういう形で切符は切れないというのは十分わかっておりますので、それはきちりした形で歩道を確保してもらって、安全に歩けるような形の啓発は進めていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、もう1点、千里丘駅西口エレ

ベーターが完成した後の自由通路になるというのは、今、山本部参事のほうから、そういう形でお聞きし、自由通路になるときには、そういう形の管理をしたいという形はあるんですけど、当然、平成27年度予算からそういう形で、自由通路になれば、そこでもし、摂津市が管理するとなれば、そこでカメラを入れたりいろいろな形のもの、平成27年度予算から反映されてくると思うんですけど、JRとの協議の中で今はまだどうなるかわからない、どういう形の取り決めになるかわからないということはあるかと思いますが、やっぱり費用対効果を考えた中で、摂津市がどう取り組むかというような形で、もし、部長のほうで考え方がありましたら、その考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

あと、災害に対してのいろいろな取り組み、また、先ほどの、樫本課長のほうで言われた、電気がストップしたときには、現実にはないけど、そこで人力でやると、そういう中では、人員の配備とか、そういう形の、即座に動けるような体制はとっていただいていると思うんですけども、その辺はまさかということは絶対に許されない、想定外は許されないという中で、やっぱり市民の安全を考えてもらう中で、これ以上ないというような取り組みで業務に励んでいただきたいと思っております。

黄色切符の1点だけ、答弁をお願いします。

○藤浦雅彦委員長 自転車の運転で悪質なものに対して、黄色切符は切れないか、警察と協力してできないかということについて、永田課長からご答弁をお願いします。

永田課長。

○永田道路交通課長 自転車の悪質な運

転に対する黄色切符、今のところ、摂津警察のほうからは、黄色切符を出すというような話は聞いておりませんので、今後、摂津警察のほうと、どのような取り組みをするのかは確認してまいりますけれども、やはり今自転車の安全利用というのが社会的に問題になっておりますので、検挙していくという、取り締まりを強化しておりますという内容は聞いております。

以上です。

○藤浦雅彦委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 エレベーター設置にかかわりまして、JR西日本と今日まで協議を進め、さらに先ほど課長のほうから説明がありましたように、土木下水道部と都市整備部が連携しながら、JR西日本と対応してきているという状況を踏まえまして、答弁させていただきたいというふうに思っております。

現在、全国レベルで国交省が調べている状況がございまして、実は約170か所が要綱もない、条例もない、規制もない、つまり、全国で45%が自由通路で鉄道事業者が直接管理し、オープンにしていけないという箇所数がございます。

それを踏まえまして、国交省におきましては、平成21年6月に自由通路の整備及び管理に関する要綱を初めて定めました。我々はその要綱の趣旨に基づきまして、JR西日本側と協議をしてまいっているというのが、今の現状でございます。

その要綱の趣旨でいきますと、鉄道事業者が管理する自由通路の部分で、特に道路管理者との協議については、都市側ということですが、自由通路上における定常的な物販販売、及びイベントなどの制限、そして自由通路としての機能を損なう一定の営業行為などを制限し、その

管理のあり方について、鉄道事業者と都市側が協定なり、約束を守り、提供するというのが前提の、国が定めました地域整備局が定めた要綱でございます。

この管理上の協定を結ぶという部分におきまして、当然、今の現状は、この国が定めている事項に当たります。

その部分からいうと、今委員ご指摘の安全対策、これが道路管理者なり、管理する立場とすれば、それを100カバーするのが責務という部分になってまいりますので、当然ながら、設備投下、カメラにしてもそうですし、それを何かあったときに緊急対応する組織づくりも大事ですし、そういうようなものも踏まえないと協定は結べない状況です。

もう1点、当然ながら、費用対効果の問題もございます。実は我々、協議するのは、JR西日本のほうの言い方として出ているのが、こういう撤去をすること自体は、向こうはできませんという話なんです。営利ですから。その上で使いたいならば、どうぞと。

JR西日本は隣に千里丘ガードがあるだろうと、我々は歩道が急やからと言っているんですが、当然、その時間帯、費用対効果ですけど、大体1時ぐらいに閉まったら、5時過ぎの始発の時間には開く。4時間ほどが閉まっているのが現状です。

その4時間のために、実際、何千万円も金をかけてやるのか。鉄道事業者の通路を都市側が24時間開放なり管理をするということになりますと、95%は全て都市側の負担というのが全国レベルの統計的な割合だという状況になっております。

そう考えますと、鉄道事業者は常に強気に出しております。我々のほうは、管理をする中で、みんな歩いていただいたら

わかりますけれど、鉄骨張りのペインティングが剥離している。例えば、これがもしも落ちてきて目に入って失明した。誰の責任やと、こういう話になるんです。

当然、自由通路の空間を摂津市が借りて使用して、24時間開放したと。もしも落ちてきた。そしたら、これは誰の責任だと言ったら、鉄道事業者の言い分としては、当然、この空間管理の全体は、本体の財産はJR西日本だけど、使用しているのは都市側でしょうと。都市側の責任ですよ。それが嫌なら、ペンキを塗ってくださいと。これが向こうの言い分なんです。

だから、協議しても到達点にはなかなかつかないのが現状で、ただ、委員がご指摘の安全対策、さらに費用対効果、そして、摂津市がとるべき責務、このあたりがやはり全体として、バランスを総合的に評価した中で、決断すべき話かなと。

ただ、おっしゃるように、この4時間に、人が動かないのかということはありませんし、やっぱりエレベーターが設置されますので、そのあたりの全体のバランスを見て、将来、判断していきたいなと。ただ、JRの対応は強固であるというのは確かです。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今、地球規模での温暖化が進んでいて、南極の氷が解けて、海水面が上がって、一つの島が水没をしてしまう、そこの住民全体が移住をせざるを得ないという、そういう地球規模での温暖化が進んでおります。

日本の摂津市でも、最近の異常降雨、ゲリラ豪雨で各地で多大な被害をもたらしておりますけれども、常々、森山市長が安全・安心のまちづくりということを各種団体の挨拶でもおっしゃっておられます。

果たして、摂津市でどうなのかという立場で、きょうは質問をさせてもらいたいと思います。

まず最初に、決算書の157ページ、款7土木費、項3水路費、目1排水路費、番田水門の問題ですけれども、この番田水門というのは、平成11年に茨木市で降った雨が、神崎川を通過して大阪湾に入ったと。そしてまた、能勢町のほうで降った雨が、猪名川を通過して大阪湾に入っていた。ちょうど、大阪湾の満潮と重なって、神崎川を逆流をして、鳥飼野々3丁目で溢水をして、床上浸水の被害が出ました。

ちょうど私はそのとき議長をしております、森川前市長と一緒に当時、府議会議員をされておった森山市長のところへ行って、府の担当者と呼んでいただいて、ぜひ神崎川との合流点に水門をつけてほしいという要望をいたしました。

ところが、府の担当者は、幾らそこで水門をつけても、上流からどんどん水が来ますよと。内水排除の問題が出てきますと。それはやはり、安威川ダム建設がまず第一条件と違えますかということをおっしゃいました。

そして、木村さん、安威川ダムの促進決議を上げてもらえますかということをおっしゃられて、私はその場で上げますということをお約束しました。

後々、安威川ダムの事務所へ行ったときに、そのときの担当者がおっしゃっておりましたけれども、地元の茨木市でも促進決議は上がっていないのに、木村さんがその場で決議を上げるとおっしゃられて、私はびっくりしましたと。しかし、実際、上げてもらって、安威川ダムの工事に弾みがついていきましたということをおっしゃいました。

そういう点では、そういう経過を踏ま

えて、番田水門ができたんですけれども、最近のここ二、三年の異常降雨、ゲリラ豪雨があったとしても、鳥飼野々3丁目、前に水害が起こった地域ですけれども、そのこのところでそういう状態になっていないという現状を聞いております。

そういう点では、番田水門の稼働状況、今までに開いたり閉めたりした、その稼働状況について、この際お聞きをしておきたいと思います。

そしてまた、内水排除の問題で、その上流から来た雨水を安威川に放流をするということになったんですけれども、結局、最近、ここ2回の台風の雨で、警戒水位、あるいは警戒水位直前までいって、避難勧告も出たというような実態があることを考えますと、私は去年の6月に安威川のしゅんせつをしてもらいたいということを1点に絞って質問しました。その質問に対して、返ってきた答えは、やっぱり今はできませんという答えでした。

それで、そうですかというわけには、私はいかないと思うんですね。やはりそういうふうに警戒水位直前まで安威川の水位が上がっている現状の中では、やはり私が申し上げたように、安威川の川の中に島ができて、だんだん川底が上がってきている。このしゅんせつをしてもらわなあかんということで、市のほうに申し上げたんですけれども、茨木土木事務所に話をされたら、やっぱりそれは現状では無理だという答えが返ってきました。

はたして、市民の安全・安心のまちづくり、それでいいのでしょうかね。やはり、危険を避けるということになりますと、その危険を避けるためには、邪魔になるという語弊がありますけれども、上がっている川底の土砂をしゅんせつするということは、まず最優先して、私は取り組むべき問題ではないかと思うんで

す。

そういう点では、6月に一般質問をして、今まで来ておりますけれども、そういう点で市のほうも性根を据えて、茨木土木事務所と交渉をして、安威川のしゅんせつをぜひやってもらうということの方向性を、ぜひとも見つけてもらいたいと思うんですね。

そうしないと、市長がおっしゃっている安全・安心のまちづくりにはつながっていかないという気がいたします。

それと、2番目には、決算書の147ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費、この中に神安土地改良区負担金があります。先ほども議論が出ておりましたけれども、この神安土地改良区、茨木市、高槻市、摂津市で負担をして運営をしておりますけれども、その経常経費以外に、やはり神安土地改良区の役目として、排水施設の維持管理費の負担金が含まれています。

そういう点では、きちりとした維持管理をしてもらわないと、平成26年7月6日に、地域の小学3年生の子どもが水死する事故がありました。以前にも一回、水死事故が起こっております。

だから、その事故があった後に、水路のフェンスについて改善するように申し上げたんですけれども、それもいまだに何の手も打たれておらないというのが実態です。

そういう点では、やはり本当に市民が安全・安心で暮らせるまち、そこで水死事故が2件も起こっているということは、やはり、人の命というのは、山より高い、海より深い、そういう大きなものであると思うんですね。そういう点ではやはり、性根を据えて、その問題解決に向けて取り組んでももらわないと、私は市民に説得力がないと思います。

そういう点で、今後、そういうことについて、どういう取り組みをされていくのかとのことについて、お答えしたいと思います。

それから、172ページ、款8消防費、項1消防費、目3水防費、淀川右岸水防事務組合負担金の問題ですけれども、災害が起こったときに、その水防団の団員が出動することもあるということは、先ほどの答弁の中でありましたけれども、私も淀川右岸水防事務組合議会議員に選出されているんですけれども、その中でも申し上げていきたいと思うんですけれども、そういう水防団の方たちが出動してもらうにしても、非常に高齢化が進んでおって、果たしてこれで土のうを積んだり、力仕事ができるのかなというような心配をいたします。

そういう点ではやはり、世代交代ということ、あるいは、若い人がその中に入ってもらおうということになっていかないと、実際の災害が発生したときの対応は非常に難しくなるのではないかという気がしますので、その辺のことについて、水防事務組合のほうにも、我々もこれからも組合に入申し上げていきますけれども、市としても、そういうことも含めて、考えてもらうということにしてもらいたいと思います。

それから、誕生記念植樹、2年分は大丈夫だということの話があったのですが、正雀のふれあいづつみ、安威川の堤防の上にあるふれあいづつみに記念植樹がされております。

そのところに旧伝統地名の看板が建っております。これは平成20年に伝統地名、これは所管が違いますけれども、ふれあいづつみの中に看板が建っていますから、ここであえて申し上げるんですけれども、やっぱりこれも伝統地名のつき

合いをやめたんだったら、この看板も撤去し、そしてまた、正雀川からずっと山田川のほうにかけて、伝統地名の表示みたいな木の杭が立っています。まだいまだに残っております。

そのポールなんかを除去して、その誕生植樹も、何も大木ばかりじゃなしに、中木、低木でもいいと思うんです。クスノキをたくさん植えておられますけれども、クスノキは大変、高木になります。まして、大きなクスノキ、何百年たっているような複数の木がありますけれども、あんなものが堤防の上にあつたら、防災上非常に問題があると、私は思うんですね。だから、あれはやっぱりあそこに植えるべき木ではなかったのではないかなという反省をしております。

そういう点ではその辺の、所管は違いますけれども、伝統地名の看板とか標識、これはもうやめたんだったら除去をして、スペースを確保して、そこにまた低木として植えていくというようなことも、私はありだと思えます。そういうことのお考えがあるのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

それから、正雀終末処理場施設機能停止の問題、これは141ページの、款4衛生費、項2清掃費、目3し尿処理費、これはもう既に処理場が廃止をされて、もう処理場から出る水は流しておりません。当然、処理してないんですから、出ませんから。

まだ、処理場から水が排出されておったときに、正雀川に非常にユスリカがわきました。吹田市、あるいは摂津市の阪急住宅三島荘あたりの屋根の裏にはコウモリが巣をつくって、糞がバケツに3杯くらい、天井の上にあつたと。私の家も、それくらいありましたから。

そういう点では、コウモリがユスリカ

を求めてやってくるということで、流速を早めたら、ユスリカがわかへんのと違うかということで、川の中に島をつくられました。

それは何でかといったら、川幅を狭めて、流速を高めて、ユスリカがわからないようにしようということでやられたんですけども、今はもうその水が流れておりませんから、その島の上には、セイタカアワダチソウとかススキとか、いっぱい鬱蒼として茂っています。

それで、下流側のほうは、もう底のほうのコンクリートも浮き上がってきておりますし、そういう点では景観としても非常に悪いし、この年が明けて、夏になれば、水がよどんで、またそこにユスリカがわいてしまうというようなことになってくる可能性もあります。

そういう点では、処理場が稼働しておったときの水量を確保するということが無理ですけども、やはり、そこにユスリカがわからないような対策をしていくということも、私は周辺住民のために、非常に重要なことだと思うんですけども、その辺のことについて、今後どういうふうに考えておられるのか、そのことについてもお聞かせを願いたいと思います。

次に公園の問題について、先般の台風18号のときに、鳥飼上のりんどう公園に風で枝が折れて、下へ落ちたりして、地域の方からゲートボールができひんということで、何とかしてもらいたいということで、早速私が担当のほうに、もう夕方4時半を過ぎていましたけれども、電話をして、対応してくれということで、早速対応してもらって、地域の方も喜んでおられるんですけど、そういう点では、こっち側から言わんと、してもらわれへんということではなしに、やはりパトロール等してもらって、常にその公園

が利用できる状態にしていくということで、シルバー人材センターのほうにも、その辺のことを強く申し入れをしてもらいたいと思うんですけども、その辺のお考えについて、お聞かせ願いたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁を求めたいと思います。

檜本課長。

○檜本下水道事業課長 木村委員の下水道事業課にかかわるご質問についてお答えさせていただきます。

まず、番田水門の件でございます。稼働状況ということについてお答えさせていただきます。

番田水門につきましては、平成24年に1回、平成25年に2回、平成26年に1回の水門を閉める事象がございました。

特に、今ご指摘のとおり、閉めますと、上流側から水を抱く状態になりますので、これについて、逆に摂津市内の水路の水かさが上がる形になります。

これにつきましては、平成26年に、こちらの要請によって、水門を1メートルほど開放するというような処置を施して、水を流してもらうことをしていただきました。

この運用につきましては、今後まだ、管理する大阪府と神安土地改良区と、あと番田水路に沿っている摂津市及び高槻市、茨木市などと、この運用についての協議はまだまだこれからしていきたいと。この閉める運用については、まだ若干の要望する点もございますので、これについては、また進めていきながら、番田水門の効果的な利用方法、摂津市にとって、一番効果的な利用方法というものを主張していきたいと考えているところであります。

安威川のしゅんせつにつきましてですが、事あるごとに、今私どもにつきましても、要望はしております。河川管理者のほうにいろいろ相談していくことがあるんですけども、その都度、こういう問題がありますということは、常々アピールはさせてもらっているところでございます。

改めまして、また茨木土木事務所のほうに、この時期ですので、伺わないといけないと考えているところであります。

それから、淀川右岸水防事務組合で、災害が出たときの水防団員が高齢化されていることのご質問につきましてお答えさせていただきます。

淀川右岸水防事務組合と話す機会が何度もございますので、やはり、そのときに向こうも、やはり高齢化については問題意識は持っておられます。できるだけ若い人にとというようなことで募集はしていると。世代交代を希望しているんだと。なかなかままならないというようなお話は聞いております。

私どもとしましては、やはり、摂津市にかかわる水防団につきまして、水防団長にどんなものでしょうかと、そういうふうな形でのアピールとかお願いしかできませんけれども、その辺のお話というのは、水防団長と話す機会もございますので、その辺はこちら側としても、側面からその辺のアピールをさせてもらいたいと考えているところでございます。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 神安土地改良区の水路でフェンス等の要望が実現されていない。フェンスの改善等の要望をしたにもかかわらず、いまだに改善されていないというようなご質問がございました。

事故があった付近の安全防止策につい

ては、所定の高さがあるというふうには神安土地改良区のほうからは聞いておりません。

そこ以外、鳥飼水路ですとか鳥飼南水路については、転落防止柵も年度計画を立てて整備していております。

委員が言われるように、フェンスとして問題があるということであれば、これは早急に対応してもらうように、神安土地改良区のほうに強く要望していきたいと思いますが、先ほども言いましたように、今現在、そういったフェンスとして、特に問題があるというふうな認識を我々も持っておりませんので、改めて神安土地改良区のほうにも確認をして、また後日報告させていただきたいと思っております。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 先ほどの委員のおっしゃる安威川ふれあいづつみの件ですが、我々も全国伝統地名の看板とか、そういう木の看板が、当初からつけていただいて、かなり古くなっているのは確認しております。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後2時57分 再開)

○藤浦雅彦委員長 再開します。

新留参事。

○新留都市整備部参事 伝統地名の看板、今後、撤去する分につきましては取り外して、新たに低木なり、そういう樹木を植えるということも検討してまいりたいと考えております。

それから、植樹祭につきましても、確かに先ほど、野原委員のご質問のときも申し上げましたとおり、場所等にも我々苦慮しています。そういうこともありますので、来年度につきましては、市場池オアシス広場で考えております。その後も、吹田操車場跡地の公園のほうでやる



考えも持っておりますけれども、委員が今助言していただいております、そういうふれあいづつみ等でもスペース等があれば、また今後、当然、植樹することも検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、公園のごみの処分でございますが、ちょうど鳥飼のりんどう公園の電話を受けましたのは、私が受けました。すぐ私と担当者で現地のほうに行きまして、枯れ枝を直接拾い集めて片づけたわけなんですけれども、確かに台風の後の吹き戻しの分で、枯れ枝がまた落ちておりましたので、午前中も撤去作業に入っていたんですけれども、その辺はシルバー人材センターにちゃんとできているのかということ徹底するように指導しております。今後につきましても、公園の維持管理はここだけじゃなくて、他の公園もシルバー人材センターに入っておりますので、そういう台風等の後は特に気をつけて、速やかに対応するように、今後指導してまいりたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 樫本課長。

○樫本下水道事業課長 正雀川が正雀処理場の廃止によって、水が流れなくなっている。それで、流速を早めるために島をつくった分についての状況等についてのご質問について、お答えさせていただきます。

正雀処理場が廃止されまして、確かに今まで見ていた正雀川と、今の水のない正雀川というのは、明らかに変わっているのがわかります。こういうものがあるのかと、これは大変不勉強なことですけど初めてわかった次第です。

委員がおっしゃっているように草が生えております。いろいろそれに伴って、そこに水も流れませんので、虫等も寄ってくることも考えられます。

私どもとしましては、まず、その分につきまして、茨木土木事務所のほうに美化のための除草、これを要望していきたいと思っています。まず、そこから考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○藤浦雅彦委員長 暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時28分 再開)

○藤浦雅彦委員長 それでは再開いたします。答弁求めます。

吉田部長。

○吉田都市整備部長 それでは、先ほどご指摘がありました、誕生記念樹に絡んでの安威川のふれあいづつみの関係でございますけれども、ご指摘のとおり、伝統地名ということで、調べましたら、自治振興課が所管になっております。ご指摘のとおり、もう解散しているという実態はございます。

ただ、確認する中では、全国伝統地名の市町ということで、摂津市を含む10市町が相互応援協定を結んでおります。ただ、中の構成メンバーを組みかえたというふうに聞いておりますので、このあたりを十分精査しなければならないということです。

ただ、もともとの設置目的であった伝統地名間の連携というのは、ご指摘のとおり、解散しているということでございます。これは今後の話でございますけれども、所管の自治振興課がそれによってどうすべきかというのは、当然解散しましたから、第一義的には撤去もありという形になりますけれども、ただ、全国伝統地名以外に、相互応援協定を自治体間で、例えば兵庫県の新温泉町や岩手県の釜石市なり、そういう自治体間の相互応援協定を結んでおりますので、あの場所の設置の方針はもとは変わりますが、解

散しましたから。逆に言えば、市民に対して、そういう関係行政間の相互応援協定を結んでいる自治体の周知と、市民に向けての周知という形で充実していくということも一つの方法としてあるのかと思われま。それらを総合的に判断して、施策を判断した上で、いや、もうそこまではやめとくとなれば、ご指摘のとおり、撤去がオーケーであれば、あとは我々が低木・中木、そのあたりの植栽で、緑化推進に寄与できるような活用の仕方ということはあるかと思ひます。

ただ、相互応援協定にかかわりましては防災管財課所管でございますので、そのあたりの、今後のPRの仕方については、我々としてはこれ以上の話は差し控えたいと思ひしております。ご理解をいただきたいと思ひしております。

○藤浦雅彦委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 もともとね、全国伝統地名ということでスタートしたけれども、伝統地名という枠は崩れたわけです。だから、伝統地名とは意味が違うのやから。組織がえをして、きちりとした名前です。これからつき合いをしていくということ整理をして、伝統地名の看板もはっきり読めんぐらい老朽化してしまっているから、あれはもう撤去せなあかん。もうやめてるのに、それが残っているということは、やっぱりきちりすることはきちりしてもらおうように働きかけていただくように公園の担当に要望しておきます。今後、そういう点に十分注意をして、今のふれあいづつみの状況というのは何とかもう解消せなあかん。一遍現場見てもろうて、現状よく掌握してもらって、対処してもらおうということをお願いします。

もう一つは、水路の事故。前の事故についても分からないというのが現状らしい。もう誰が死んだかわからへんという

ようなことで。間違いなくそこで、水難事故で人が命を落としているわけやから、それはきちりやっぱり記録にとどめて、ここでこういう事故があったということの後世にやっぱり伝えていけるようにしてもらって、二度とそういう水難事故が起こらんようにということで、対処してもらいたいと思ひます。

さっきもいろいろ聞いたけれども、神安土地改良区のほうで、いろんな問題があって、すぐには対応できひんということもわからんでもないけれども、やっぱり事故の状況、私はつぶさに聞いてみたけれども、その子どもは一旦家に帰ってきたんやと。帰ってきたけれども、もう一回ザリガニをとりたいということで、網を持って行って、そこで事故が起こっているわけや。その事故が起こったときに、橋の上に靴が脱いであったと。ほんで、落ちたんは水路のほうに落ちているわけやから、どこで落ちたかということもやっぱりはっきりせえへん部分があるな。実態をつかむということは非常に難しいと思ひわ。今まで自治会のほうで検討してもらって、具体的にどういふ事故やったということ、はっきりわかってへんのやろう。だから、そういう点ではな、事故の実態はもう今さらつかむということは難しいと思ひわけや、警察が調べてもわからへんのやし。市のほうで調べてもわからへんのやから。では、二度あった事故を三度目に起こさんようにするにはどうしたらいいかということを考えてもらって、この機会に改めて命の尊さということを十分認識していただいて、対処してもらおうようお願いをして終わります。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、本日は午前中からたくさんの質問も出ておりますので、

極力重ならないようにと思っておりますが、関連する質問もありますので、よろしくお願いいたします。

最初に、決算概要の124ページ、都市景観事業にかかわってです。37万2,400円ということで、事務報告書を見ましたらチューリップアートとか、新しくできた阪急摂津市駅前のあかりプロジェクトというようなことで執行されているわけでありまして、建設常任委員会で視察に行った先でも、都市景観にかかわって、いろんな地域の団体との協働で事業を展開していくような、補助金もつけてというふうなことでやられている取り組みなんかも見てきましたけれども、摂津市でもこうした取り組みが、可能性があるんじゃないのかなというふうに思ったりしています。

例えば、摂津市の中でももっと景観がどうかにならないのかなというような場所があります。委員会の記録を見ておりましたら、柳田橋の下をくぐる水槽のところ、あそこどうにからないのかというふうなことで、もう20年来、多くの先輩議員たちも質問しておりますけれども、また担当の職員のほうからもいろいろとアイデアなんかも出されていますけれども、ただ、手が打てていないというふうな状況で、20年ほど来ているというふうに思います。

そういったところなんかも含めてですね、何かしら、いろいろと取り組めるようなことがないのかどうか。この都市景観事業の可能性について、担当のほうから聞いてみたいというふうに思います。

それから、続いて、公園みどり課のほうで、概要の122ページ、緑の基本計画改定事業というのを平成25年度やられています。公園の部分、緑化の部分、計画の中でもありましたが、街路樹のこ

とです、最近、いろいろと私も感じている部分、それから市民の方から声をお聞きする部分なんかもあるんですが、この街路樹の管理についてお聞きしておきたいというふうに思います。

一つは、阪急摂津市駅の駅前ですが、ちょうど子どもの目の高さぐらいのところに枝がびゅっと出てくるような駅前広場のところに植わっている木だとか、また境川のせせらぎ水路です。随分枝が大きく出てくると、今回台風のときなんかでもやっぱり気になります。去年は枝が折れて、歩道のほうに落ちたというようなこともありましたし、これは市が管理している部分ではないのでご答弁は結構ですけれども、新しいマンションのところに高木は、まだ根づいていないというようなこともあるかもしれませんが、大きな風が吹くと傾いているというふうなことで、市民の方から、あれはどうなっているのかという声を聞いていますし、先ほども出ました、南摂津駅の駅前の植樹柵は木がなくなって、それで今は埋めているというふうなことですけれども、そこに木が植わっていたら人がはまるようなこともないんじゃないのかと思うわけです。

こうした街路樹にかかわって、今言った3点ですけれども、お答えいただけたらというふうに思います。

続いて、決算概要の118ページ、転落防止安全柵設置事業ということで、341万2,500円というのがあります。今回は大正川右岸2号線というふうになっていまして、市役所から大正川を歩いていきましたら、橋と橋の間の部分に随分きれいに転落防止柵ができていまして、おるわけなんですけれども、河川の管理は大阪府ということで、ただ、ここは市が自歩道ということで位置づけている

から、市がこれは予算をつけて工事をするのかなど思ったんですが、一方で、境川のほうに行きましたら、同じような道のつながりですけれども、阪急の線路の向こう側に、整備ができていない場所があるというようなことで、以前、一般質問でもお聞きしたことがあります。大阪府が転落防止柵の工事をやってくれたら済むんだけどみたいな、そういった答弁だったかなというふうに思うんですけれども、ここらあたり、仮にそのところを整備するとなったら、やはり市のほうで自歩道にするなり、公園みどり課が管理するのか、道路管理課が管理するのか、決まってないのかもしれないけれども、そういったところの違いですね。やはり大阪府がしてもらうまで待つしかないのか、どうなのか。このところを聞いておきたいというふうに思います。

次に、交通安全にかかわってなんですけれども、午前中も質問がいろいろと出ておりました。交通安全啓発事業の部分です。

事務報告書でさまざまな啓発事業に取り組まれているというようなことも記されております。小学校、中学校、高校と。とりわけ自転車交通安全教育のところにも重点を置かれているというふうなことも自転車安全利用の倫理条例もつくってというようなことで取り組みを進められていると思うんですが、昨年12月に道路交通法の改正の部分で、自転車にかかわって2点ほど、ブレーキの整備をちゃんとしているのかどうかというふうなことが問われたり、路側帯の部分の走行ですね。このところが、以前なら路側帯の部分、双方向の通行が可能であったのを、もう左側だけというようなことで徹底されています。そういったことなんか、そういう交通安全の啓発、市民の皆さんへの

徹底というような形で、どう取り組まれているのか聞いておきたいというふうに思います。

あと交通にかかわって、決算概要では114ページ、公共交通整備事業です。

この決算では執行額がゼロとなっているわけなんですけれども、市民の足となるバスの検討ということ、これまでも何度か言われていたと思いますが、公共交通網の整備、今の時点では市内循環バスや公共施設巡回バス、また民間のさまざまな交通機関を使っただいてというふうな、そういうことになるわけなんですけれども、市民の皆さんからどういう声が寄せられてきたのか、それをどうやってそれに応えていけるのかみたいなところが、まだ今後の課題にはなっているというふうに思っているんです。アンケートはとりました。けれども、市民の皆さんの声がどれだけその市の政策のほうにつながっていくのかというふうなことで言いましたら、なかなか難しい状況というようなことはたくさん聞いたように思うんですけれども、前回の議会の中でも、安藤議員が一般質問でおっしゃっていましたが、バスの利用者がもっと増えるような、そういう形で改善できることはないのかということについて、担当の中でどういった検討がされているのかということを知りたいというふうに思っています。

一つは、バス停で高齢者の方がどうしても立って待てられないから、腰かけが欲しいということで、市内のバス停でどれだけベンチを置けるところがあるのか。また、検討することができるのかというようなことでありますとか、利用しやすいような改善点、事業者への働きかけというようなことを、答えられる範囲でお願いしたいというふうに思います。

あと最後に6点目なんですけれども、決算概要の106ページ、農業水路費の償還金管理事業、これも野原委員のほうから質問がありましたが、地盤沈下対策事業償還金負担金です。石川次長のほうから答弁ありましたけれども、詳しく経過を知りたいなというふうに思っております。地盤沈下というように言いましたら、この間も問題になっているように、地下水汲み上げの影響ということでは、40年から50年ほど前に八町の地域でも随分と下がっているというふうなこと、その後、しばらくこの沈下はおさまっているというふうなことなんですけれども、先ほど答弁を聞いた中では、平成10年から20年の間に工事が行われているというふうなことです。そうでありましたら、実際に地盤沈下が起こってから20年以上間があいて対策をとっているということになるのかなというふうにも受けとめられますし、大阪府のほうを通じて事業をやられていて、その分の負担金というふうなことだったのかというふうに思うんですが、一体この事業がどれぐらいの規模のものでやられて、市としては、どれだけ負担金をトータルで払わないといけないようなことだったのかというふうなことがわかればよろしく願いいたします。

○藤浦雅彦委員長 それでは、答弁お願いいたします。

藤井課長代理。

○藤井都市計画課長代理 弘委員の都市景観事業に関するご質問にお答えさせていただきます。

都市景観事業ですけれども、担当する我々としましては、弘委員がおっしゃるように、市民の活動を広く都市景観の啓発という意味で支援していきたいと考えております。

ただ、この都市景観のうちでやっております助成金につきましては、平成25年度から始めた助成金制度でありまして、今現在2団体、「チューリップアート in 摂津」と「あかりプロジェクト」を認定させていただいておりますけれども、まだ始まったばかりのところがありますので、今後、この二つの団体の動きや状況を見ながら、今後広めていくことについて検討していきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 まず1点目の交通安全啓発事業についてに対して答弁させていただきます。

委員がおっしゃるように、平成25年12月、道路交通法改正に伴いまして、まずブレーキの制動距離の不備について、それと左側路側帯の通行についての罰則規定が設けられた道路交通法改正がされております。

まず、左側路側帯の通行に関しましてなんですが、これは自転車は軽車両扱いとして、もともと自転車の安全利用五則の中に、左側通行というのは明記されておりました。その中で、改正につきましては、路側帯については、本来、歩行者が通行する部分でございます。ここを自転車が通行してもよいというような内容になっております。そして、歩行者がいる場合には、その歩行者に対して安全を確認した上で通行していくということでございます。

市民への周知徹底につきましては、現在も交通安全大会の際に、文化ホールでかなりの数の方を前にして、摂津警察署がまず道路交通法改正の内容を説明していることだとか、あるいはこれも摂津警察署と連携しまして、主要交差点において、早朝7時半より自転車の通行に関する指導をしております。

また、小中学校に対しても自転車の安全利用の教室を開いている等の啓発活動は今後も続けてまいりたいと考えております。

それから、公共交通整備事業の執行がゼロであることについて、何点かご質問があったと思います。公共交通整備事業につきましては、市内の公共交通網の再編や、本市が補助金を交付して、近鉄バスが運行している市内循環バス、あるいは阪急バスに委託運行しております、公共施設巡回バスの利便性の向上を目的としまして、平成22年から予算計上させていただいております。

過去の執行状況につきましては、自治会員へのアンケート調査の通信運搬費や、市内循環バス車載器等の変更による執行等がありますが、現在まで懇談会等の設置には至っておりません。

建設常任委員協議会等でもご報告しております市内循環バスや公共施設巡回バスにおいては、平成25年度のルート変更の際には、担当課の職員で利用者へ調査を行ってまいりましたことから、平成25年度につきましては未執行という内容でございます。

ただ、今後も引き続き市民の利便性向上に向けた検討は行ってまいります。懇談会等の設置の必要性がある課題等が発生することも考えられますので、今後も一定額の予算計上はしていきたいと考えております。

あと利用者の増につきましては、今年度、建設常任委員協議会等でもご報告させていただきましたとおり、十三高槻線の交通開放以後、正雀駅前へ乗り入れるに当たりましては、実際にこれも職員がバスに乗りまして、利用者のアンケートをとったり、ルートの運行上にある東別府の自治会にもその辺の調査をさせてい

ただいた中で、ルート変更を報告させていただいております。この、まず鉄道駅に乗りつけることで利用者の増加につながって、市民の利便性が向上されるのではないかと考えております。

あと巡回バスにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、鳥飼西地区で乗り入れた関係上、便数が減って、利用率は減っておるんですけども、ただ、鳥飼地域全体を見ますと、全体の市民の利便性を上げるというのも一つの目的でございます。

今後は各バス停での利用状況も見て、検証しながら、利用増につながるように検討してまいりたいと考えております。

バス停の設置につきましては、やはり本会議の答弁でもありましたように、バス停にベンチを置くことで歩行者の有効幅員がとれないというような現状の歩道幅員があります。その辺の中で、いかに公共用地が隣接する場所等において、設置が可能かどうかを各バス停で見た中で、バスを運営している事業所のほうへベンチの設置等について働きかけてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 それでは、山本参事。

○山本土木下水道部参事 それでは、弘委員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

街路樹につきましては、道路管理課に係ります内容についてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃられている場所かどうかというのは確認が難しいんですけども、阪急摂津市駅の駅前で、市が管理しています歩道に出てくるような枝につきましては、目の高さになる分については除去してくださいというような申し入れた経過がございますので、いま一度そういうところがありましたら、改めて申

し入れしたいというふうには考えておるところでございます。

また、南摂津駅前の植樹柵の件でございますけれども、自転車歩行者道路の真ん中にあるというところで、さほど広くないところで真ん中にありますので、やはり真ん中を通りたい方がおられて、そういうことになったのかなということですので、全体的にずらすということも含めて、今後考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

先日、摂津市外のところでも、往來の激しいところは全部埋められているような状況も見ましたので、実際、管理されているところの大変さは身をもって感じているところでございます。

それと、転落防止柵の件でございますけれども、歩行者、自転車の往來の激しい場所、といいますのは、市役所の裏の大正川の自歩道でございますけれども、平成25年度につきましては、摂津警察署前あたりから180メートルほど施工いたしまして、平成26年度も味舌橋から上流を施工しておるんですけども、弘委員がおっしゃっていました、境川につきましては、そこを何で利用するか。河川管理者の河川用の通路ということで位置づけるならば、河川管理者の茨木土木事務所のほうで、例えば山田川のほうでしたら、茨木土木事務所で転落防止柵はつくられていますし、境川のところ、公園で利用するならば、公園になるのか。自歩道として使うならば道路交通課の所管でつくるということになろうかと思えますけれども、現在、何で使うかというのが未定でございますので、高さ的に開放できない状態ですので、閉め切っているという状況になってございます。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 2点目の街路樹

の件で、境川のせせらぎ緑道の剪定についてでございますが、境川のせせらぎにつきましては我々も常々状況を見て、随時剪定をやっておるところでございます。

これにつきましては、ことしは台風等もよく来ておりますので、こういう台風等の対策、影響も考慮し、今後も状況を注視しながら樹木の剪定をやっていきたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 地盤沈下償還金事業でございますけれども、神安の地域で、昭和30年代に工業化が進んだということで、地下水がくみ上げられて、昭和50年代まで安康樋水路周辺で地盤沈下が発生したと言われております。

これに伴いまして、水路勾配の不足から、疎通能力が不足して、排水不良や湛水被害が発生したと言われております。

これを解消するために神安のほうでは疎水、流水阻害が生じている区間について、水路を改修されております。これは平成元年から10年に実施をされております。

事業費としては、18.4億円ということでございまして、摂津市域におきましては、平成7年から10年にかけて事業が行われておりまして、本市の借入額は8,700万円でございます。これに利子加わるということになります。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 最初の都市景観事業のほうなんですけれども、さっきも言いましたように、例えば、ガランド水路の水槽でありますとか、また、境川の河川の今は使われていない、閉鎖されているところでもありますとか、いろいろと手を加えたら、もっと快適に使えるような、そういったところがあるなというふうに思いますし、そのところを、本来、やっぱり市

がイニシアチブとして、アイデアも出して、何とか整備していくのが必要なんだろうなというふうにも思うんですけども、本当に何とかしてあそこがならないのかなというふうな、たくさんのやっぱり声が寄せられるから、この20年間ほど、議会の中でも何度も何度も意見が出ているというふうなことだというふうに思っておりますので、また、知恵を絞って取り組んでいただきたいなというふうに、この点は要望しておきます。

それから、街路樹にかかわる部分なんですけど、緑化の推進というようなことで、やっぱり大事な取り組みだというふうにも思っていますし、都市整備部のほうで計画を立てられて、やっぱりここには木を植えようというふうなことで植わっていたのが、管理上はなかなか都合が悪いというふうな、そういうところも結構あるんだろうなというふうに思っています。

私の意図とは食い違った答弁でしたが、南千里丘の摂津市駅前の駅前広場なんですけれども、線路沿いに、駅の改札から線路沿いに西向きに植樹されていて、私の背の高さより高いぐらいの木の細い枝が何本も出ているというようなものがあります。ああいうものも、時期によっては、葉が茂っているときには、とても感じいいんですけども、葉が落ちて、そうすると、とがった枝だけが出てるというふうな、そういう状況とかもあたり、いろいろとそういったものの管理についてもきちんと取り組んでいただけたらなというふうに思いますし、その計画と管理と、そこらあたりのところの連携がどのようにとられて、これまで来たのかなというふうなことあたりも聞いておきたいと思っております。できれば答弁をお願いいたします。

次に、転落防止安全柵の部分なんです

けれども、この部分は、先ほどの答弁だったら、まだ何に使うかは決まっていないというふうなことでお答えでした。

管理のほうは公園のほうでやられているという、年に何回か草刈りはされているというふうなことですけれども、やっぱり駅前の多くの方が摂津市に來られたときの玄関口でもあると思うんです。そういった意味では、やっぱりあそこの整備というふうなことも早急に計画を組んでいただきたいなというふうに思いますし、そこらあたりのお考えを再度お聞かせください。

次に、交通安全啓発事業、とりわけ自転車にかかわってなんですが、今回の道路交通法の改正ですよ。とりわけ自転車がどこを走るのがかというふうな、そこらあたりを改めて定めている部分についてなんですが、おとし、2012年、国のほうで自転車政策のガイドラインというのが示されているというふうにお聞きしています。

それで、自転車がどこを走るのが。自転車専用道であったり、自転車レーンであったり、そういうところが整備できるところは整備していこうというふうなことだし、整備できないんだったら、これは道路の左端を走るんだというふうな、これを徹底しようというふうなことだというふうに認識しています。

ただ、そこらあたりがこれまで曖昧であったというふうなことの中で、自転車利用者の方たちもそれを徹底できない。交通安全指導なんかの中でも、徹底できていなかったんじゃないかなというふうに思うんです。だから、今回、道路交通法の改正前後とで、説明が若干食い違ってくるころなんかもあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこらあたりのところ、再度お聞きしたいと思い



ます。

あと、自転車政策のガイドラインというふうなことで、これを自治体のほうにも計画づくりをしていこうというふうなことで国から投げかけられているんじゃないかというふうに思うんですが、そこらあたりの取り組みがどうなのかお聞きしたいと思います。

次に、公共交通整備事業です。バスの関係では、ずっと多くの皆さんから寄せられる声で、便利で利用しやすい、そういうバスというふうなことですけれども、やっぱりいろんな制限もあって、今の状態になっているんだというふうなことだというふうに思います。だったら今の状態の中でも工夫できることをもっと真剣に取り組まないといけないんじゃないかというふうなことなんですが、バスのベンチのことで先ほど答弁がありました、バス事業者と相談してやれるところはやっていただきたいとします。例えば、市内循環バスです。摂津市が走らせている公共施設巡回バスのほうもです。市内循環バスも摂津市が補助金を出して、このルートでというふうなことで走らせている部分で、その路線でそのベンチが置けるところというふうなことで、検討というか、模索はしているんでしょうか。例えば、温水プール前のバス停ですね。温水プールの前は十三高槻線の広い通りです。歩行者が歩いているところから、ぐっとへこんだ、そういうスペースもあります。正雀公園の前なんかでも公園のベンチは随分と道路からは遠いですから、道路に近いところにベンチを置けるような、そういう工夫なんかもできるんじゃないかなというふうにも思いますし、例えば、私が住んでいる近くで、千里丘東4丁目の、これは市内循環バスのバス停ですけれども、あそこは自治会の掲示板がある

スペースが道路からぐっとへこんでいますから、そこに自治会のほうでベンチを置かれているんだというふうに認識しているんですけども、そういった取り組みも、やっぱりやっているところはやっているわけで、やっぱり市としても、公共施設巡回バスだったら、公共施設のあるところにバス停を設けているんだから、その利用をされる方がバスを待っている間に高齢の方が結構多いというふうなことですから、しんどくないような、そういう配慮というふうなことがやられてしかるべきじゃないかというふうに思っております。その点で、再度答弁いただけたらと思います。

最後に、地盤沈下対策事業償還金負担金の部分です。私も午前中、聞き違えていた部分もあったのかなというふうに、今、改めてお聞かせいただきましたが、平成7年から10年までの間に摂津市で工事をされ、8,700万円ほど借り入れと。1億にはなっていませんけれども大きな額なわけです。地盤沈下の影響で、こういう下水でありますとか、また道路だったり、最近の大雨の関係でしたら、浸水被害とか、やっぱり市民にとっても、また市の財政にとっても、いろいろと悪影響が出ているなというふうなことを改めて感じております。

そういった意味では、所管は環境政策課のほうですが、今、新幹線の地下水汲み上げは絶対だめだということで取り組んでおりますけれども、そのことを強く我々の所管のほうからも声を上げていくべきだなというふうに感じております。

また、あわせて鳥飼八町の地域で言いましたら、この間の地盤沈下はもちろんですけれども、茨木市、高槻市、近接しているわけですよ。摂津市内では地下水のくみ上げを規

制していますけれども、茨木市や高槻市のそういう場所で大規模な地下水利用があったときに、地盤沈下による水路への影響というのがあるんじゃないかなというふうなことも思ったりしますが、近隣に対する働きかけとといいますか、この間、近接している地域の地下水利用なんかを調べるようなことがされてはいないのか。下水道所管として、お答えできるようでしたらお願いしたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 それでは答弁をお願いします。

永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、弘委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、自転車の安全利用の市民啓発、周知徹底のほうですが、確かに自転車政策のガイドライン等が出て、市町村へ道路走行空間の整備等に対しては通達が出ております。

現在、道路交通課では、まず駅周辺の交通バリアフリーの整備に力を入れているというのと、それと、自転車走行レーンに関しましては、現在大阪府のほうも大阪高槻京都線のほうに茨木市域のほうから順次進めているという話は聞いてはおるんですけども、それが道路管理者によるライン整備、あと警察本体がする法定の自転車レーンの整備、その二つがあるんですけども、茨木土木事務所のほうは道路管理者のほうで警察と協議して進めているというのは聞いております。

本市としましても、道路幅員が狭小なところもありますので、府の施工の動向を見ながら、また摂津警察とも協議して、どういった形で整備していくかというのも見据えて、研究してまいりたいと考えております。

それから、バス停の件についてでござ

いますが、まず、公共施設巡回バスにつきまして、各バス停の位置は公共施設が設置されている近辺にバス停があります。例えば、公民館だとか体育館だとか、そういったところの付近に設置していますので、バスを待っていただく間は公民館だとか、その施設のほうで待機し、休憩していただければいいかと考えております。それと公園なんかでは、一部、せんだん公園などは公園内にベンチを設置して、バス利用者の休憩場所としてつくっているところもございます。あと、おっしゃいました歩道幅員の広い温水プール前の話は管理者が大阪府になってきます。そのあたり、管理者とも設置が可能なのか、その辺を協議した上で、バス運行事業者のほうに働きかけてまいりたいと考えております。

○藤浦雅彦委員長 石川次長。

○石川土木下水道部次長 地盤沈下の件ですけど、高槻市、茨木市、近隣市での地下水のくみ上げというのはどうなのかというご質問ですが、直接の所管ではないので把握してはいないんですけども、少なくとも、そういった地下水のくみ上げによって地盤沈下が発生して、それによって神安水路を改修したというような事実はないというふうに認識をしています。

○藤浦雅彦委員長 新留参事。

○新留都市整備部参事 街路樹の管理面のところは、公園で管理しているところ、道路管理課で管理しているところがございますけども、現在も連携してやっておりますが、今後もこの点は情報交換を行い、速やかな対応ができるように、また連携してまいりたいと考えております。

阪急摂津市駅の北側の堤防の整備についてでございますが、堤防の整備内容、管理運営につきまして、現在も茨木土木

事務所と鋭意協議を進めておるところでございます。当該地の下流の堤防敷に駐輪場がございますが、駐輪需要の高まりもあり、駐車スペースがかなり不足しておる状況もございます。この堤防敷に駐輪場を増設できないかということで、道路交通課とも検討しておるところでございます。

○藤浦雅彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 境川のところについてです。堤防をどういう利用形態にしていくかということで、決まっていないうちで駐輪場というようなこともあり得るのかなというふうな答えでしたけれども、思ってもいない答弁でしたが、ただ、どういう活用にするにせよ、そういう計画をきちっと立てていかないことには、今の状態のままの放置というようなことになりますから、市のほうできちんと方針を持ってやっていってほしい、そのように思っております。

交通対策のほうなんですけれども、自転車政策のガイドラインというようなことで、国が示している分については、もちろん摂津市のような自治体の場合は、なかなか新たに自転車専用道を通すみたいな、そういうことは難しいというようなことはそうだと思うんです。だからといって、できないじゃなくて、できることが何なのかというようなことでつくっていくのがすごく大事だというふうに思っています。この間、自転車安全利用倫理条例ができて、自転車の事故が起こるのはマナーが悪いからというふうな、規則を守らないからというふうな、そういう、もちろんそういう側面はあると思っています。ただ、守れないような状況が各所にあるというふうな、そこらあたりも担当の所管のほうでも感じているというふうに思うんです。例えば、新幹線の側道

で、新在家のあたりです。自転車であそこを通ろうと思ったら、歩道側に寄らないと、大きなトラックなり大型車が通るからというようなことで、歩道のほうは水路の上のところの道を通るわけです。ただ、あのまま通っていくと、途中でその歩道がなくなって、自転車が通行できるのはここまでというようなことになったときに、じゃあ、右側を走っているのを左に渡って走れというふうなことに、ルール上で言ったらそういうふうになるわけです。もしくは住宅のほうに入っていった大回りをしていくかという、そういう形態です。

また、同じようにJRの線路沿いで、庄屋や千里丘東のところ、JRの南側の道路を自転車で走るとき、東から西に走るときは左側を走った方がいいわけです。そこに歩道があったり、路側帯があったりします。ですけれども、逆に西から東に、岸部のほうから千里丘のほうに向かって走るときは、やはりルールでいうと、線路沿いに左側を走るというルールになっていくんですけれども、そこを走っていると溝に落ちそうとか、そういうような声も、やっぱりたくさん耳にするんです。そういうルールであるわけなんですけれども、じゃあ、ルールを守らなくていいというふうなわけではないですから、自動車を運転している人も、自転車に乗っている人も、お互いにそういうものなんだというふうなことをきちんと理解していただけるような啓発と、同時に道の整備というふうなことです。今言ったJRの南側の道と、千里丘、正雀停車場線の道にしても、線路に沿った部分のところ、そこにグレーチングなり、ふたかけをするなりとかというふうなことも一部やっているところがあるのかなというふうに、コンビニのあたりでは、そうい

うふたがあったりとか、千里丘にほど近い、坪井のガードから千里丘の駅の区間はそこのところが埋まっていたりとか、そういう状況だったと思っているんです。いろいろとやれること、まだまだやれていないことがあるというふうに思っていますので、ぜひ、研究していただいて、ガイドラインに沿った、摂津市としての自転車政策、条例ができたから交通マナーが高まる。もちろん、この間高まっているというふうに思うんです。実は交通事故の件数なんかで言いますが、以前だったら北摂で一番事故が多いとかいうふうなことで、これは自転車だけではないですけれども、いろんな交通事故の件数なんかを見ていったときに、平成22年には大阪府内では7番目に事故の多い市というふうなことだったのが、23年にはそれが12番目、24年には13番目とかというふうな、そういう資料も出ていますし、これは決算書を見ている中で、所管違いなんですけど、交通安全対策特別交付金です。これはその自治体で交通事故の起きた件数なんかを指標にしながら、交通違反の罰金なんかを財源に交付金として各自治体においている。そういうのが今回の決算では1,483万5,000円でした。予算では1,700万円組んでいて、以前にはそれぐらい摂津市に交付されていたのが、25年は1,483万円というふうなことでしたので、事故の数が減っているんじゃないかなというふうなことで、いろいろやっぱり私も調べたんですが、やっぱりよそと比べても事故の件とかも減ってきているんだというふうに思います。そういった点ではやっぱり自転車安全利用倫理条例もつくったし、また、市としても、もっともっと自転車で利用しやすいような環境整備というふうなことにも取り組んでいくんだ

というふうな姿勢でお願いしたいというふうに思います。

それとバスについても、もっと利用しやすい、そういう工夫なり取り組みを、マイカー社会から、そうではなくて、やっぱり環境にも配慮し、健康にも配慮しというふうな、いろいろとこの間交通政策にかかわって、この委員会でも視察に行った長野県松本市のほうでは次世代交通政策というふうに言っていましたけれども、自転車にしろ、バスにしろ、そういう公共交通なり、環境に優しい、そういう社会にしていこうというふうなことなんか最近ではいろんな自治体で取り組まれていっていますので、この自転車の問題、バスの問題、ぜひまた今後、研究して取り組んでいっていただきたいなというふうに思っています。

最後になりますけども、地盤沈下のことですね。環境政策課のほうにお聞きしても、例えば地盤沈下の原因、特定をして、それをもって公害だというふうに断定できるような、そういうのは難しいというふうな、難しいというか、なかなかそういう事例もないというふうなことであります。

石川次長にお答えいただいたように、ここに書かれている地盤沈下対策事業についても、当時国鉄の地下水くみ上げが原因だというふうなことで特定しているわけではないというふうに思うんです。ただ、その影響がないのかといたら、決してそうではないというふうに思っていますし、その影響があるかもしれないからとか、影響を想定されるからというふうなことで、摂津市は協定を結んで、また条例もつくってというふうなことで取り組んでいっているわけですから、近隣他市で、そういうふうなこと、同じように取り組めていないという

ふうなことでありますけれども、同じ安威川水系、地下水の水脈を何というのかはわかりませんが、やっぱりそういうところに配慮をいただくような、そういう働きかけも要るんじゃないかなというふうにも思ったりするわけです。なかなか今、法的な部分で、今後どうなっていくのかというふうなことでの状況を見守っている段階で、なかなか断定して言い切るようなことができない部分もあるとは思っていますけれども、実際被害が出て、影響が出るときには、道路や下水や、やっぱりこの建設常任委員会の所管のところに影響が来るんじゃないのかなというふうに思っておりますし、この問題は所管が民生常任委員会だというふうなことです。ぜひわかる部分でまた情報なんかありましたら教えていただきたいと思います。

○藤浦雅彦委員長 弘委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤浦雅彦委員長 以上で認定第1号所管分の質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたします。

(午後4時28分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 藤 浦 雅 彦

建設常任委員 木 村 勝 彦